

目 次

●専修学校職業実践専門課程の質保証・向上	2
21 世紀の社会が求める人材像は？	3
高等教育のパラダイム・シフト	6
質保証文化の醸成・定着	8
保証すべき「質」とは？	13
職業実践専門課程の質保証の方向性	15
まとめ	21
●第三者評価における自己評価の進め方	23
1. 職業実践専門課程第三者評価の考え方	24
2. 第三者評価の実際(モデル事業から)	31
3. 自己評価報告書作成のポイント	44
●資料 一般社団法人専門職高等教育質保証機構の標準ドキュメント※	55
A 評価基準要綱	56
B 自己評価報告書作成要項	62
C 第三者評価実施手引書	82
D 自己評価報告書(ひな形)	101
E 自己評価報告書 一括扱となる資料・データの ID と名称一(ひな形)	129

※平成 26 年度文部科学省委託事業(学校法人メイ・ウシヤマ学園受託)の中で実施されたモデル事業で使用したもの

専修学校職業実践専門課程 の質保証・向上

専修学校職業実践専門課程 の質保証・向上

川 口 昭 彦

専門職高等教育質保証機構 代表理事
大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授

2016.10・11

第三者評価セミナー

職業実践専門課程への期待と質保証・向上

2

- 21世紀の社会が求める人材像は？
- 高等教育のパラダイム・シフト
- 質保証文化の醸成・定着
- 保証すべき「質」とは？
- 職業実践専門課程の質保証の方向性
- まとめ

QAPHE

21世紀の社会が求める人材像は？

社会のパラダイム・シフト：
産業社会から知識社会へ
日本の雇用環境の変化

QAPHE

社会のパラダイム・シフト

- 産業社会から知識社会へのパラダイム・シフト
- 学問や科学の進歩、先端化、細分化とサステナブル社会 — 細分化した領域で産み出される知と社会が求める価値との乖離
- 予測困難な時代に向けて、想定を超える事態に対応できる新しい知に対する渴望
- 社会が人材に期待する資質・能力の変化（キャッチアップ型からフロンランナーへ）
- 職業教育および生涯学習に対する社会の期待

QAPHE

知識(基盤)社会(1999 ケルンサミット)

5

- 高度な知識技能を有する市民・労働者への需要
- 世界各国で知の創造と伝承の機関としての高等教育を重要視
- 世界各国(主として先進国)が高等教育改革を実行
- わが国においても教育改革が進行(ただし、大学改革が先行し、職業教育については遅れ気味)
- これらの教育改革に共通のキーワードは、第三者評価による「質保証」

QAPHE

知識社会と産業社会に求められる能力

6

知 識 社 会	産 業 社 会
人間力・時代を生き抜く力 ネットワーク形成力・交渉力 多様性 個性あるいは個別性 能動性 新しい課題に挑戦する意欲・ 創造性	基礎的な学力 協調性・同質性 標準性 共通尺度での比較可能性 順応性 知識量・知的操作の速度

これからの知識社会が必要としているのは、多様性、創造性、個性そして能動性に富む人材である。

QAPHE

日本の雇用環境の変化

7

- これまでの一般的な雇用慣行の特徴
 - 新規学卒者の一括採用、長期雇用を前提とした企業内教育・訓練
 - 学校においては基礎的な知識・技能を身につけさせて、職業に必要な専門的知識・技能は、主に企業内教育・訓練をつうじて、仕事をしながら育成
- 指導する人材の不足
 - 非正規雇用の増加により、企業内教育・訓練に割く時間を圧迫
 - 厳しい経済状況のもとで人材育成に割く費用・時間を縮小
 - 企業内教育・訓練を実施する動機づけが低下
- 企業が人材育成を行う余裕を失っている。

QAPHE

高等教育の基本的使命(社会の期待)

8

- 活力ある社会が持続的に発展していくために、専門分野に関する専門性を有するだけではなく、幅広い教養を身につけ、高い公共性・倫理観をもちつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質をもつ人材を育成する。
- 学修によって、どのような知識、能力、技能そして態度を獲得することができるか？
- 知識社会あるいは日本の雇用環境に適合した、学修成果、授業設計、カリキュラムなどが必要となる。

QAPHE

高等教育のパラダイム・シフト

「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
「量の時代」から「質の時代」へ
「質保証」が求められる時代へ

QAPHE

高等教育のパラダイム・シフト

- 「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
- 「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」へ
- 「何を教えるか」より「何ができるようになるか」へ
- 「授業内容や教育方法の改善」から「学習の質が向上したか、学修成果があがっているか」へ
- いかに学修成果を測定するか？ いかに説明責任を果たすか？

QAPHE

次元の異なる質保証の対象

11

	具 体 的 内 容
インプット (投 入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション (活 動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット (結 果)	インプットおよびアクションによって、学校(組織内)で産み出される結果をさす。一般的に、数量的な結果を示すことが多い。
アウトカムズ (成 果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身につけたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

QAPHE

高等教育質保証のパラダイム・シフト

12

- 「教育」重視、教員中心から、「学習」あるいは「学修」重視、学生中心へ
- 「インプット(入力)」「アクション(活動)」「アウトプット(結果)」中心の質保証から、「アウトカムズ(成果)」中心の質保証へ
- 「量(アウトプット)の時代」から「質(アウトカムズ)の時代」へ
- 入口管理(入学試験等)から、出口管理(卒業・修了判定)へ

QAPHE

質保証文化の醸成・定着

質リテラシーと質保証文化
「評価」の三つの機能
高等教育における保証すべき質

QAPHE

質リテラシー (Quality Literacy)

- 学校には、恒常的な質の改善・向上を図る能力が求められる。これには、つぎの二つの側面がある。
 - 組織文化的側面：質に関する価値・信念・期待・責務が組織内で共有されている（学内の共通認識）。
 - 組織運営的側面：質を向上し、構成員の協働体制やプロセスを有する（学内の運営組織）。
- 学校がもつべきは、「質の文化 (Quality Culture)」あるいは「質保証文化 (Quality Assurance Culture, QA Culture)」

QAPHE

質保証文化とは

15

- 質保証情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任(アカウンタビリティ)を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」は、「質保証」を行うための手段である。「評価」は目的ではない！

QAPHE

「評価」の三つの機能

16

- アクレディテーション (Accreditation) : 認証
 - 資格証明のための認証
 - 品質認証 (ISO・・・など)
- オーディット (Audit) : 監査あるいは監視
 - 法律やコンプライアンスなどに準拠の確認
 - 内部評価や調査の信頼性を確認
- アセスメント (Assessment) : 分野や対象、行為によって異なる意味 (環境アセスメント、看護アセスメント、ニーズ・アセスメントなど)

QAPHE

資格証明のための認証

17

- 対象(ヒト、モノ、組織)が、ある資格を有するに足る水準に達していることを証明する。
- 技能や職業資格の認証(国家試験、資格試験、民間組織独自の証明書)。
- モノについては、その商品の品質が、一定の基準を満たすものであることを検査や査定によって証明する。
- 組織については、当該組織が開業するに値する資格を有することを証明する。

QAPHE

高等教育におけるアクレディテーション

18

- 学校やプログラムが、一定の水準(地位)や適切さを有しているかを決定あるいは再認識するための評価である。
- あらかじめ設定された、教員資格・研究活動・学生の受入・学習資源などに関する最低限の基準に則して行う。

QAPHE

高等教育におけるオーディット

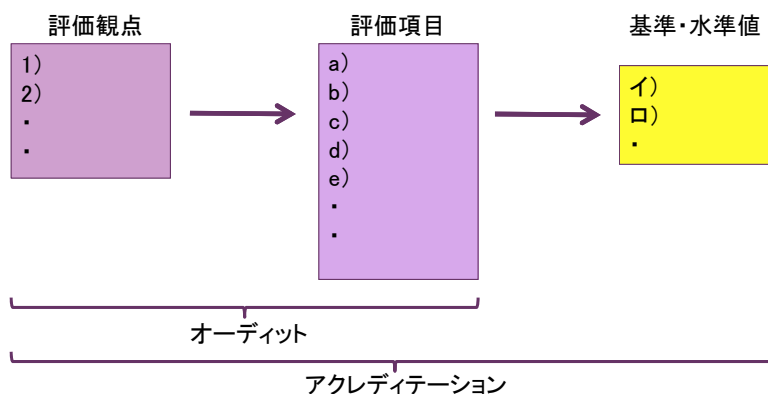
19

- 学校内部の質保証の取組みや手続き(責任所在、学内の意思疎通や調整作業等)の整備状況や効果についての点検である。
- プログラムレベルよりも学校(機関)レベルで実施されることが多い。

QAPHE

アクレディテーションとオーディットの関係

20



QAPHE

高等教育におけるアセスメント

21

- 学校、教育プログラム、特定の構成要素についての測定である。
- インプット、アクション、アウトプット、アウトカムズに関して、学内外で設定された基準（ベンチマーク）に照らした質的・量的測定が行われる。
- レイティングを伴うこともある。

QAPHE

大学の認証評価の考え方

22

- 「機関別認証評価」は、大学の機関全体の質保証を目的としたものである。機関全体に共通的な内容（例えば、組織や管理・運営など）のみを評価するものではなく、各学部等（分野ごと）の学修成果についても評価する必要がある。
- 「専門分野別認証評価」は、専門職大学院の質保証を目的としたものである。当該大学院の学修成果の評価とともに、組織や管理・運営などの評価も求めている。

QAPHE

保証すべき「質」とは？

「質」に関する理解
質保証するための視点
高等教育の質保証システム

QAPHE

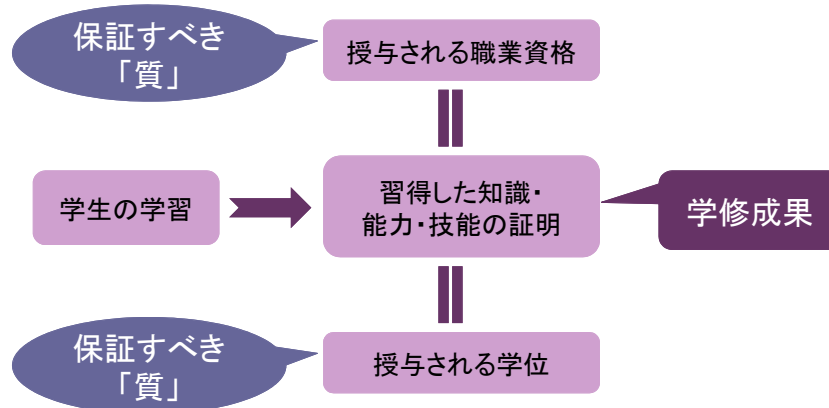
「質」に関する理解

- 決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方が入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと (zero defects) を意味する (製造業)。
- 欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足 (consumer satisfaction) を意味する (サービス業)。
- 高等教育 (職業教育) における質とは??

QAPHE

保証すべきは職業資格・学位の質

25



QAPHE

質保証するための視点

26

- 卓越性(高い水準の質)
- 関係者の満足度
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関・組織の目標の達成度

QAPHE

質保証の最重要課題は学修成果

27

- 教育 = 教授 (Teaching) + 学習 (Learning) であり、学生の学修成果 (Learning Outcomes) について社会に明示することが重要である。
- 期待される学修成果 (Expected Learning Outcomes) を明示する。
- その学修成果の達成状況 (Achieved Learning Outcomes) を定期的に分析する。
- その分析結果を社会に向けて発信するとともに質の改善・向上に資することが求められる。

QAPHE

28

専修学校の質保証の方向性

専修学校に求められる質保証
内部質保証システム
第三者質保証

QAPHE

教育の質保証

29

- 小学校・中学校・高等学校等では、学習指導要領等によって教育内容の一定の質が担保されている。
- 大学については、設置審査等でインプットやプロセスを明確に評価(事前規制)した上で、自律性と学問の自由の中で行う質保証(事後チェック)である。
- 専門学校は実践的な職業教育を目的とするものであり、職業に必要な能力、知識、技能、態度など(アウトカムズ)に係る質保証の視点を踏まえた評価が重要である。

QAPHE

専修学校に求められる質保証

30

- 養成しようとしている人材像、期待できる学修成果などを明示する。
- 目的・目標としている人材像や学修成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させる。
- 積極的な情報提供(評価結果も含む)を行う。
- 第三者質保証では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られていることを検証する。

QAPHE

高等教育における質保証システムの構成

31

- 内部質保証
 - 高等教育の質の維持・向上、職業資格・学位の水準の保証については、第一義的には学校自身に責任がある。
 - 学校が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する内部質保証体制」を構築する。
- 第三者(外部)質保証(公的な質保証システム)
 - 設置基準や関係法令等
 - 設置認可(事前規制)
 - 認証評価(大学の場合、事後確認)

QAPHE

内部質保証とは

32

- 学校が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を保証すること。
- 一般的に、質保証とはステークホルダー(利害関係者)に対して、約束通りの財やサービスが提供されていることを証明し説明する行為をさす。高等教育の質保証の場合、当該関係者に対して、学校がめざす目標のもと、教育が適切な環境のもとで、一定の水準とプロセスで行われ、成果をあげていることを証明し、説明する行為をさす。

QAPHE

内部質保証システムとは

33

- 前スライドで定義された内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続・体制等の仕組み。
- 教育の質保証の責任は、第一義的には学校自身にある。
 - それぞれの教育プログラムを提供する教員や部局自らがその質を保証する責任。
 - 学校として、その内部で提供する教育プログラムの質保証を行う責任。
- 同時に、教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を促進することが必要である。－ 質の文化（Quality Culture）

QAPHE

専門学校における内部質保証の要素

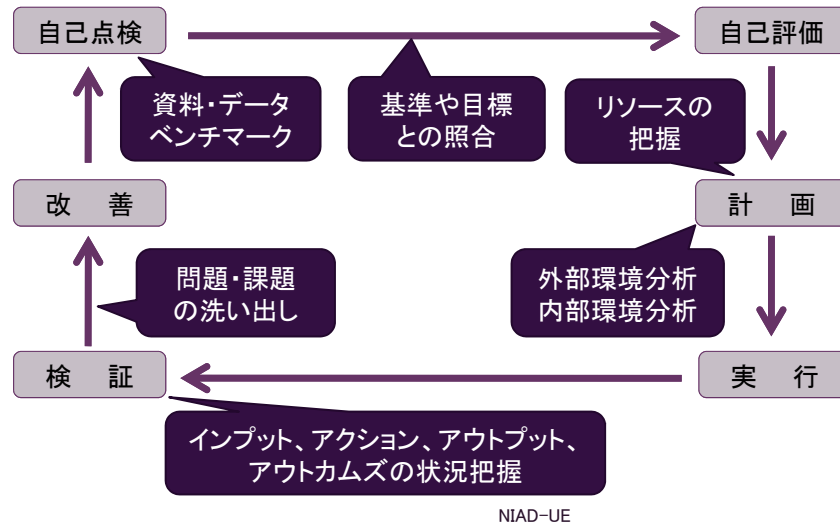
34

- 教育に関する目的・目標の設定、それらに対する点検・改善を継続的に実施する責任体制
- 自己評価：教育プログラムの定期的な自己点検・改善
 - 学習環境や学生支援の点検・改善
 - 教職員の点検・能力開発
- 学校関係者評価：質保証への学生や外部者の関与
- 教育に関する情報の収集・分析および教育情報等の公表

QAPHE

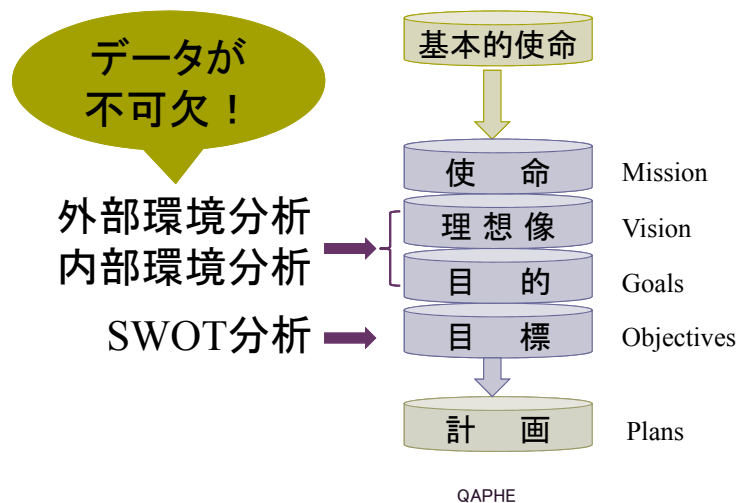
内部質保証システムの概要

35



学校がもつリソースの把握

36



専修学校の第三者質保証システム

37

- 専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学修成果が達成されているかどうかを評価する。
- 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。

学修成果 + 一定の水準・標準 = 学修成果を基盤に
おいた質保証

QAPHE

「機関別」と「分野別」の考え方

38

- 専修学校の評価システムを考える上で、「機関別」と「分野別」を対立概念の如く語ることは避けなければならない。
- 複数の分野から構成されている学校法人(この事例が多数である)の評価では、各分野の学修成果の質保証は不可欠である。さらに法人全体の管理・運営についても質保証が求められる。
- アメリカ合衆国では、「機関別」と「分野別」が、それぞれ別々に実施されている例が多い。わが国では、諸般の事情から、これは非現実的であり、社会のニーズに応じた対応が必要である。

QAPHE

何のための学校評価か？
相互の信頼から社会の信頼へ

何のための学校評価か？

- 学校における諸活動の質改善・向上（Quality Enhancement）と質保証（Quality Assurance）が目的である。
- 「評価」は、上記の目的を達成するために必要な手段である。評価そのものが目的化してはならない。
- 評価文化（評価情報を自らの責任で価値づけ、次の活動を選択していく）の醸成・定着が必要である（川口昭彦、2006年）。

Quality Assurance

Trust and Recognition

41

- Trust
 - ▣ 信頼、信用：社会の信頼 (Public Trust)、相互の信頼 (Mutual Trust)
 - ▣ (信頼により生じる) 責任、義務
- Recognition
 - ▣ (人・ものをそれだと) 認識、識別 ⇒ 個性化
 - ▣ (業績などへの) 評価、称賛 ⇒ Evaluation
 - ▣ (組織・文書などへの法的な) 承認、認可 ⇒ Accreditation

QAPHE

相互の信頼から社会の信頼へ

42

- 第三者質保証(評価)においては、学校と質保証機関の相互信頼 (Mutual Trust) が、基本となる。
- 学校の自己点検・評価および学校関係者評価の積み上げを踏まえた第三者質保証でなければならない。
- 学校自らの「内部質保証」および第三者による「質保証」が、社会の信頼 (Public Trust) につながる。
- 「質」の最も重要なものは、学修成果 (学習者が身につけた能力、知識、技能、態度など) である。

QAPHE

第三者評価における 自己評価の進め方

1. 職業実践専門課程 第三者評価の考え方

職業実践専門課程

■平成25年8月30日 告示

- 教育課程編成委員会
- 企業等連携実習
- 企業等連携教員研修
- 学校関係者評価
- 情報提供・公開

認定状況	学校数	学科数
平成25年度	467	1,364
平成26年度	295	675
平成27年度	272	501
合計	833 (29.5%)	2,540 (36.2%)



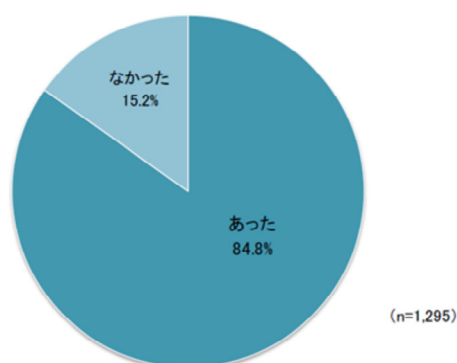
認定を受けたことによる変化

■ 学校経営の方針・方法や教職員の意識に変化...

③認定を受けたことによる変化（その1）（問61・問62）

～現時点で8割以上に、学校経営の方針・方法や教職員の意識に変化がみられている～

認定を受けたことにより、学校経営の方針・方法や教職員の意識に変化が「あった」とする認定課程は84.8%である。具体的な変化の内容としては、「教職員のモチベーション・意識向上」「内部体制の見直し」等が挙げられている。

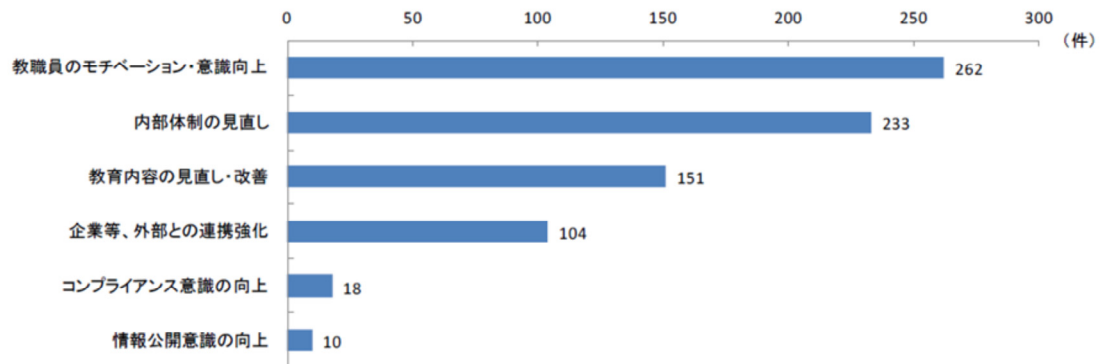


※平成26年度文部科学省委託事業 「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書（みずほ情報総合研究所）より
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/04/13/1356496_01.pdf

教職員の意識

■モチベーションが上がった？

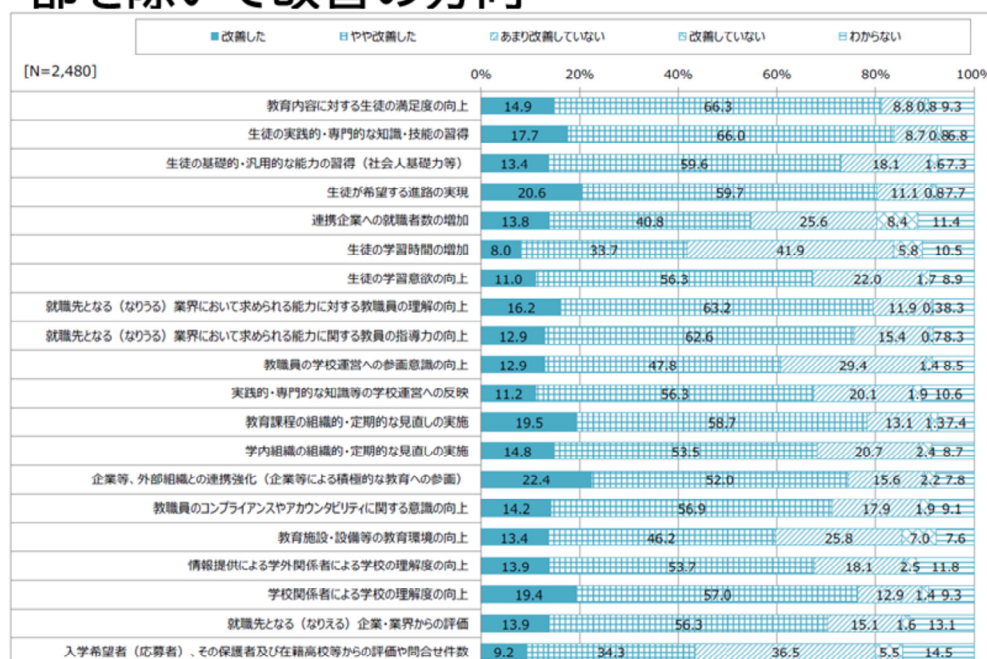
(その他:自由回答)



※平成26年度文部科学省委託事業 「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書(みずほ情報総合研究所)より
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/04/13/1356496_01.pdf

「全般的な効果はある」と、全体的に認識されている

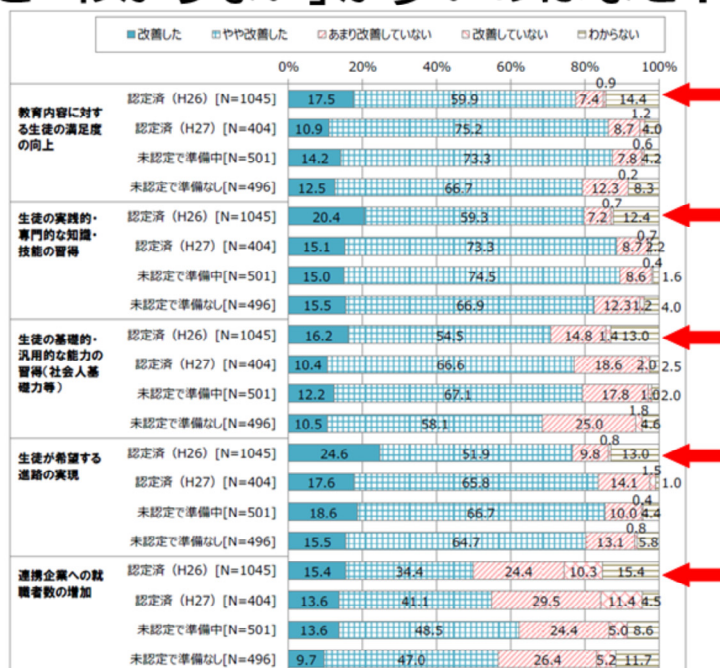
■ 一部を除いて改善の方向



※平成27年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書（三菱総合研究所）より
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/05/24/1371256_1.pdf

しかし・・・

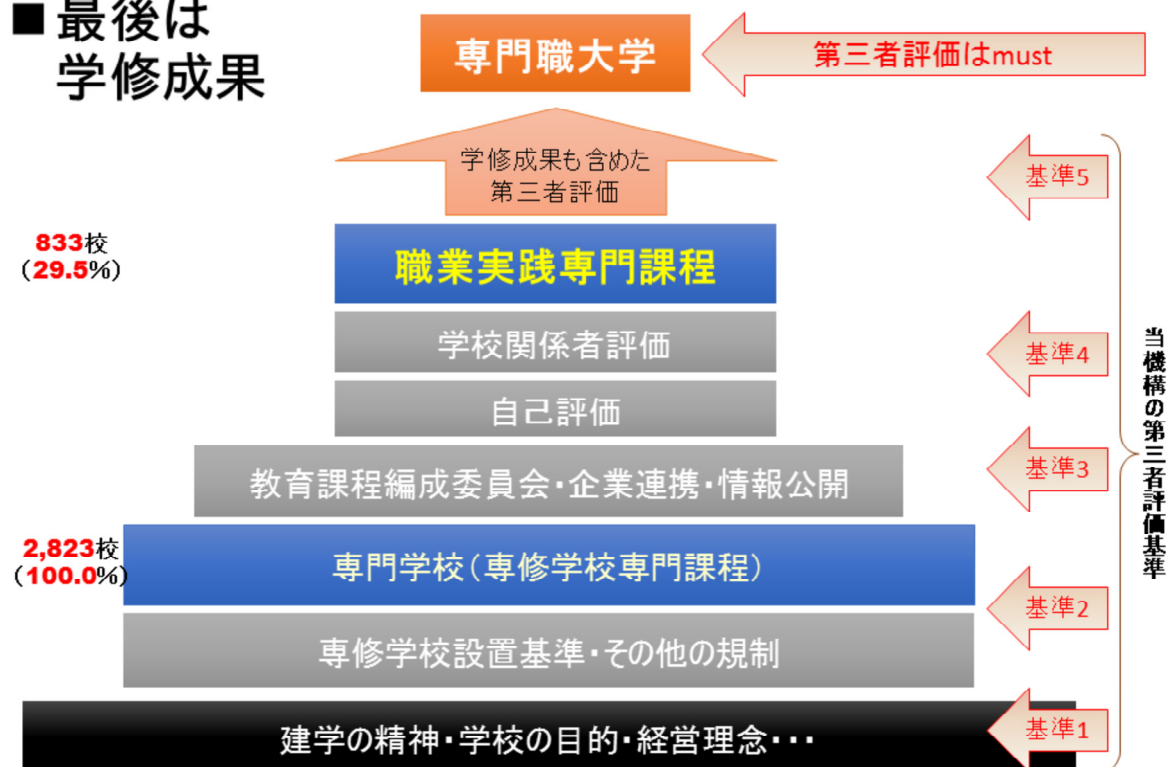
■ 認定校ほど「わからない」が多いのはなぜ？



※平成27年度文部科学省委託事業 「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書(三菱総合研究所)より
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afiedfile/2016/05/24/1371256_1.pdf

職業実践専門課程の質保証・向上の概念

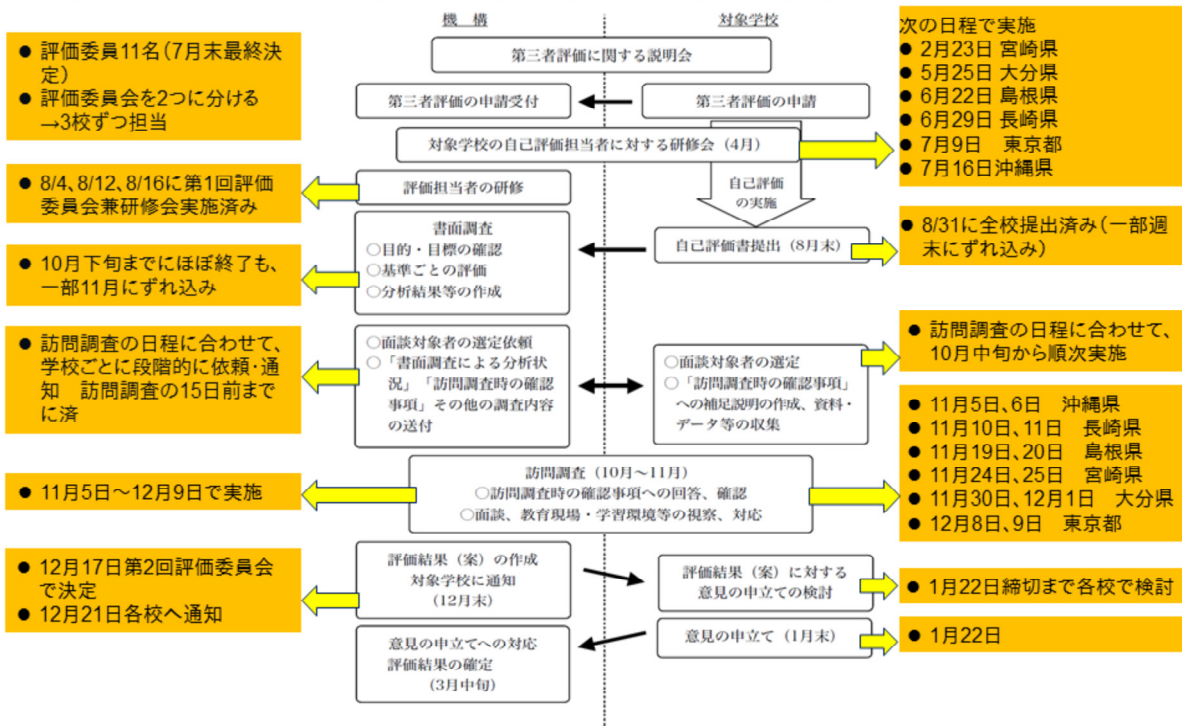
■ 最後は 学修成果



2. 第三者評価の実際 （モデル事業から）

モデル事業全体

■平成27年度に実施(美容分野・6校)



説明会～自己評価(5月～8月)

- 全体説明会:平成27年5月20日に実施
- 個別説明会:5月末～7月に実施(1校のみ2月)
- 各校で**自己評価を実施→8月31日までに提出**
 - 自己評価報告書
 - 自己評価報告書 ー根拠となる資料・データのIDと名称ー
 - 根拠となる資料・データ を提出

The image shows two versions of a self-evaluation report form. The left form is a simple template with the following fields:

- 自己評価報告書
- 平成 年度
- (学校)
- 最終更新日 : 平成 年 月 日

The right form is a more detailed template with the following fields:

- 自己評価報告書
- ー 根拠となる資料・データのIDと名称 ー
- 平成 年度
- (学校)
- 最終更新日 : 平成 年 月 日

The right form also includes a table for listing evidence and data, with columns for ID, Name, and other details.

当機構の評価基準要綱(要約)

I 評価の目的

職業実践専門課程の**教育水準の維持・向上を図る、
個性的で多様な発展に資する**

- (1) 評価基準に基づく評価による**教育活動等の質保証**
- (2) 評価結果に基づく**教育活動等の改善・向上**
- (3) **社会的説明責任**による国民の理解と支持

II 基本の方針

- (1) **評価基準**に基づく評価
- (2) **学修成果**を中心とした評価
- (3) 学校の**個性の伸長**に資する評価
- (4) **自己評価**に基づく評価
- (5) **ピア・レビュー**を中心とした評価
- (6) **透明性**の高い開かれた評価
- (7) **国際通用性**のある評価

III 評価基準

基準1 目的・目標の設定および入学者選抜

- 1-1 養成人材像
- 1-2 学校の目的・目標
- 1-3 入学者受入方針
- 1-4 入学者選抜
- 1-5 定員維持

基準2 専修学校設置基準および

美容師養成施設指定規則の適合性

- 2-1 教職員組織の編制・運用
- 2-2 必要な教員の確保

- 2-3 教育体系の適切性
- 2-4 時間割や授業の適切性
- 2-5 学生に対する履修指導・学習相談
- 2-6 教育課程に対応した設備
- 2-7 学生に対する進路指導
- 2-8 特別な支援が必要な者への対応

基準3 職業実践専門課程の認定要件の適合性

- 3-1 教育課程編制委員会等の委員構成の適切性
- 3-2 企業等との適切な連携による実習・演習
- 3-3 教育活動等に関する情報公開

基準4 内部質保証

- 4-1 自己評価・学校関係者評価の適切な実施
- 4-2 自己評価・学校関係者評価の公開
- 4-3 自己評価・学校関係者評価の結果に従った改善
- 4-4 企業等と連携した組織的な教職員研修の実施

基準5 学修成果

- 5-1 資格取得の状況から見た学修成果
- 5-2 学生からの意見聴取から見た学修成果
- 5-3 修了後の進路実績から見た学修成果
- 5-4 修了生や就職先の意見から見た学修成果

IV 評価の方法・手順

- ① 評価基準に基づく**自己評価結果の判断**
- ② **優れた点や改善を要する点の明確化**
- ③ **評価結果(案)**の提示と**意見申立て**の受付
- ④ **評価報告書**のとりまとめ、コンソーシアム報告

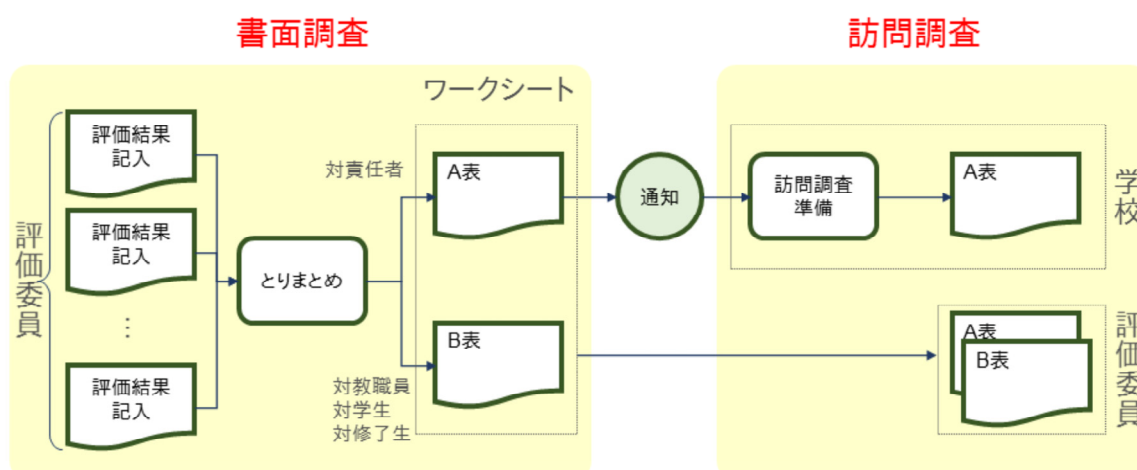
V 評価体制

・**評価委員会**の組織

学校学係者および業界関係者、有識者 **5名**

書面調査～訪問調査の前まで(9月～11月)

- **9月:書面調査** 各評価委員ごと(1校あたり6名)
→とりまとめて、「ワークシート」を作成
 - 対責任者用は各校へ通知(訪問調査の2週間前までに)
 - 対教職員、学生、修了生用は各校へ非通知
- **通知受取～訪問調査:**各校で訪問調査受入準備



訪問調査(11月、12月)

■ タイムテーブルの例(1日目)

時刻	事 項	備 考	時間
10:00～	評価チーム会議①	評価にあたって、事前の打合せ	30分
10:30～	学校関係者(責任者)との面談	学校長、副校長、教頭	90分
12:00～	昼食・休憩	昼食と面談内容の整理	60分
13:00～	一般教員、支援スタッフ等との面談	教員・職員6名	60分
14:00～	休憩	休憩と面談内容の整理	15分
14:15～	教育現場の視察および学修環境の状況調査	実習授業、図書室、講堂など	30分
14:45～	休憩	休憩と視察内容の整理	15分
15:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集および確認	事前に依頼した追加資料の提出・確認と、口頭による回答・説明の聴取	60分
16:00～	現役学生との面談	学生8名	70分
17:10～	評価チーム会議②	根拠となる資料などの内容確認 他	30分
17:40～	休憩	休憩と面談内容の整理	20分
18:00～	卒業(修了)生との面談	卒業(修了)生3名	70分
19:10～	評価チーム会議③	面談内容の整理 他	20分
19:30	訪問調査1日目終了		

訪問調査(11月、12月)

■ タイムテーブルの例(2日目)

時刻	事 項	備 考	時間
9:30～	評価チーム会議④	訪問調査結果の取りまとめ等	60分
10:30～	学校関係者(責任者)への訪問調査結果の説明および意見聴取	学校長、副校長、教頭	45分
11:15～	懇談	学校長、副校長、教頭、教員5人	45分
12:00	訪問調査終了		

■ 訪問調査の実施上のポイント

- 限られた時間の中で**評価作業を効率的に進められるように**、
評価者側・学校側が互いに協力する
 - ・ 学校責任者は通知に対する**回答、資料等を予め用意**する
 - ・ 評価チームは**独立した部屋で作業**を行う
 - ・ **一般の教職員や学生・卒業生が回答しやすい環境・状況**の設定

■ 第三者評価報告書(案)を作成

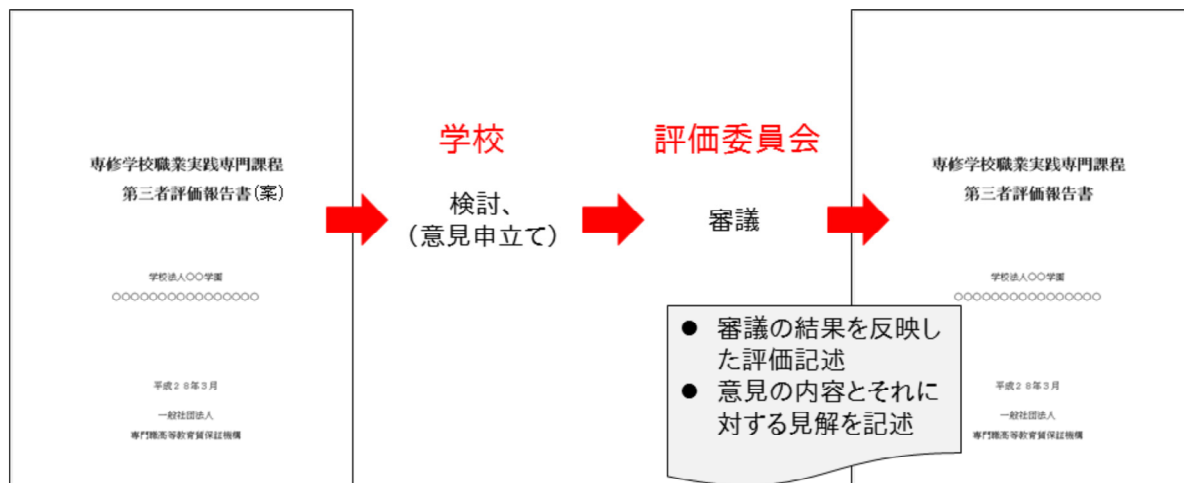
[illegible]

- 基準を満たしている／いないの判断
- 「優れた点」の指摘
- 「改善を要する点」の指摘
- 「更なる向上が期待される点」の指摘

[illegible]

第三者評価報告書の確定(1月～)

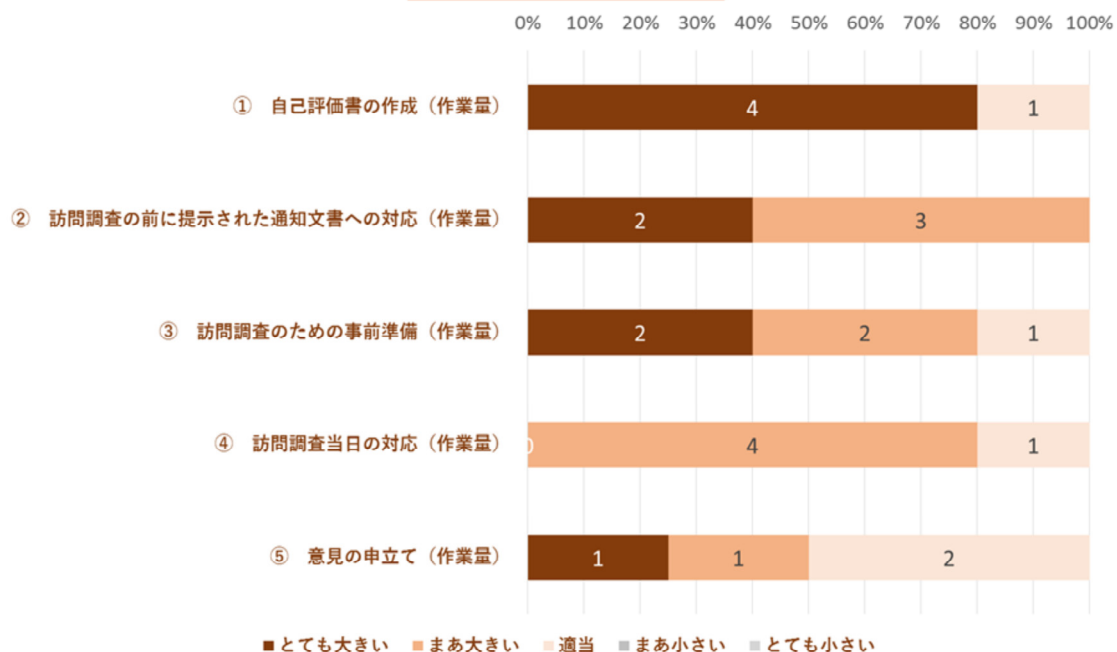
- 第三者評価報告書(案)を学校側で検討
→意見があれば申し立てる
- 評価委員会は申し立てられた意見について
審議後、第三者評価報告書として確定



モデル事業に対する対象校の評価

■ 作業量が多いと感じていたが・・・

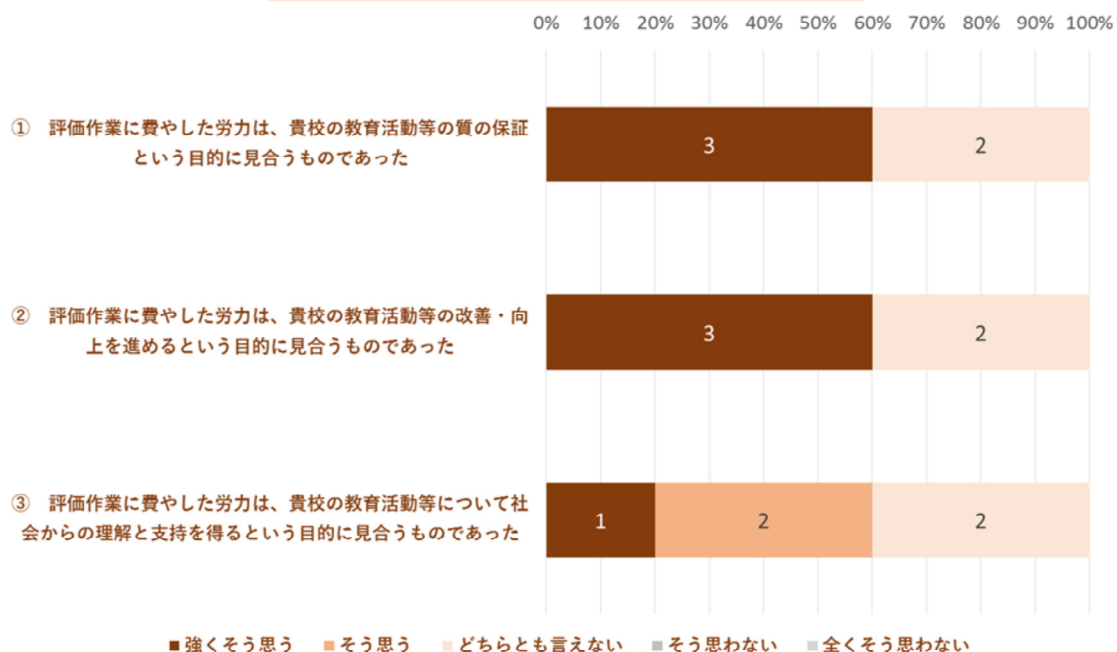
評価に費やした作業量



モデル事業に対する対象校の評価

■ 評価量に見合う成果はあったと・・・

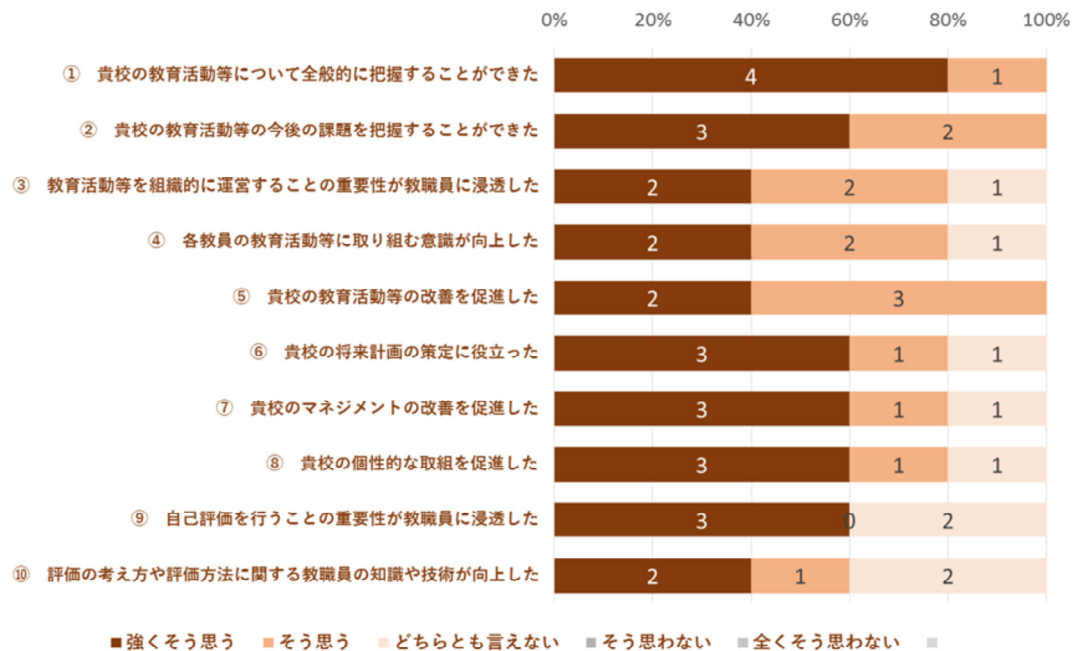
評価に費やした労力は見合うものだったか



モデル事業に対する対象校の評価

■ 自己評価を行ったことによる効果はあったと認識

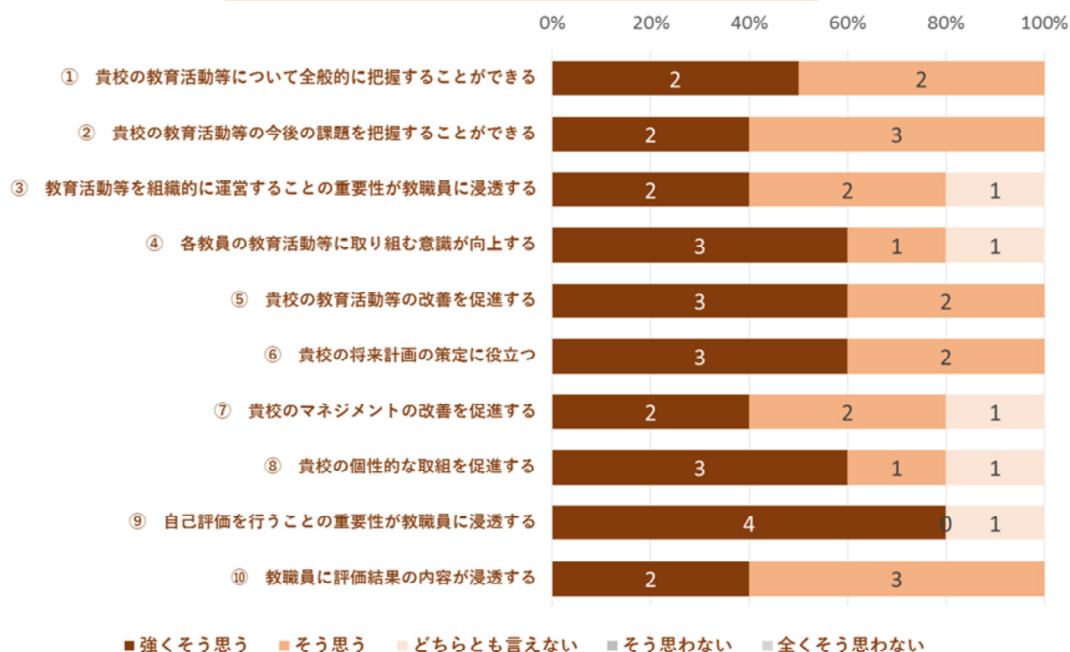
自己評価を行ったことによる効果・影響



モデル事業に対する対象校の評価

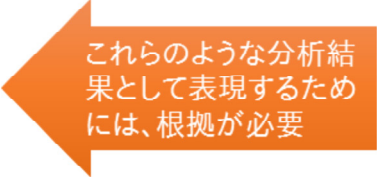
■ 評価を受けた後もその効果は続くと認識

評価を受けたことによる今後の効果・影響



3. 自己評価報告書 作成のポイント

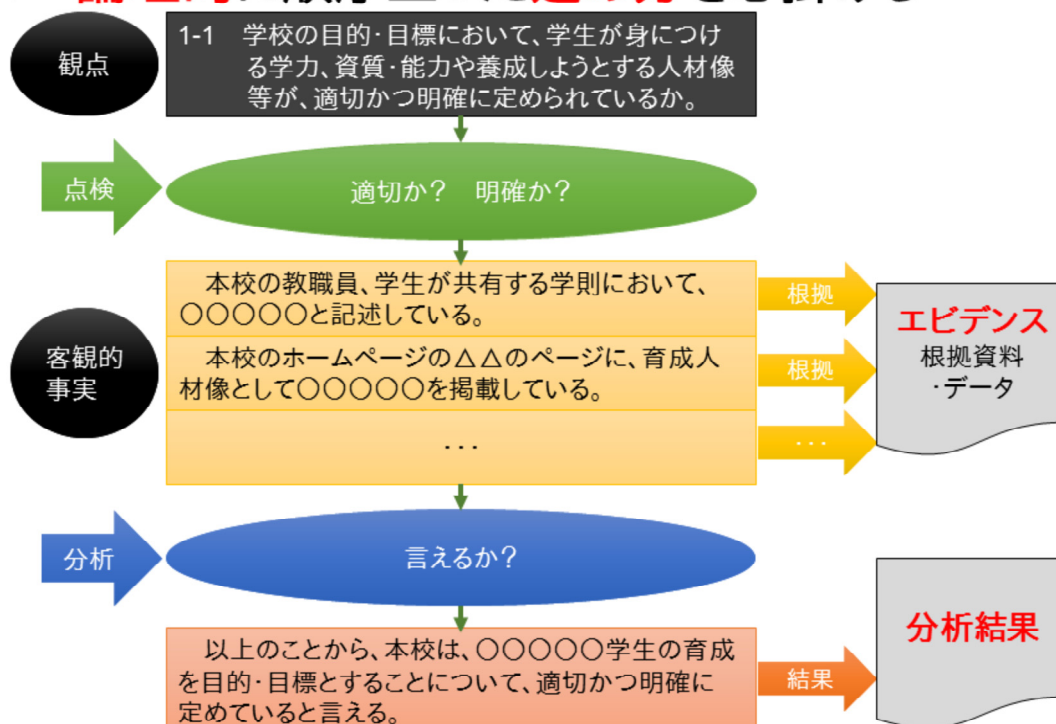
観点ごとの分析（以下、当機構「自己評価実施要項」より）

- 評価基準の自己評価を実施する際には、まず、基準ごとに示された基本的な観点に従って、学校の教育活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点到に係る状況の分析を行ってください。基本的な観点的分析にあたっては、観点到ごとに、「**基本的な観点到に係る状況**」、「**分析結果とその根拠理由**」を記述してください。
- 「**基本的な観点到に係る状況**」については、目的・目標との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況を記述してください。この際、**取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述**してください。当該観点的状況が明確になるように、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、**根拠となる資料・データ等**を示しつつ、それぞれの状況に応じた適切な記述が肝要です。
根拠となる資料・データが示されることなく、次のような記述は、具体的ではない例となりますので、ご注意ください。
 - ・ 学生による授業評価の結果を踏まえて、授業改善を実施している。
 - ・ 評価結果を改善に活かしている。
 - ・ 活発に活動している。
 - ・ 多くの成果を上げている。
 - ・ 高く評価されている。
 - ・ 学生の満足度が高い。

各観点到に関して、学校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。それにより対象学校の個性や特色を表すこともできます。
- 「**分析結果とその根拠理由**」は、「基本的な観点到に係る状況」についての分析結果（自己評価による分析結果）を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた**理由**を、「基本的な観点到に係る状況」に記載した取組や活動の内容等の客観的事実を摘示しつつ記述してください。

観点ごとの分析の進め方

■ 論理的に順序立った進め方を心掛ける



進め方の例 基準1-1

観点	学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。		
根拠となる資料・データ例	● 学則等の該当箇所		
点検ポイント	● 育成人材像は適切か ● 育成人材像は明確か ● それはわかりやすいか ● 首尾一貫しているか ● ……	状況 点検ポイントに係る客観的事実	● 学則の〇〇ページにある ● 学校案内の△△にある ● ホームページの□□にある ● ……
分析	● 一般的で数多くの卒業生が活躍しており、適切 ● 学則・学校案内・ホームページいずれも一貫した表示 ● 誰でも理解できる平易な文で表されており、わかりやすい		
分析結果	● 本校の育成人材像は「……………」というものであり、誰でも理解できる平易なことばを使って明確に表されている。 ● また、この育成人材像は、学則、学校案内、ホームページ等、誰でも見ることができる場所に一貫して明確に表示している。 ● 以上のことから、本校の育成人材像は適切かつ明確に定められているといえる。		

エビデンス 根拠となる資料・データ イメージ

The screenshot shows the official website of Hosei University. The top navigation bar includes links for '交通アクセス' (Access), 'キャンパス案内' (Campus Guide), 'お問い合わせ' (Contact), and 'サイトマップ' (Site Map). Below this, there are tabs for '受験生の方へ' (For Applicants), '在学生の方へ' (For Students), '保護者の方へ' (For Parents), '卒業生の方へ' (For Graduates), and '一般・地域の方へ' (For General Public/Community). The main content area is titled '大学教育目標' (University Educational Objectives) and contains a detailed statement of the university's mission and goals, emphasizing its commitment to liberal education and social contribution.

※基準1の5つの観点について、上と同様の様式を以下のページで示します。各自活用してメモしてみましょう。

基準1-1

観点	学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。		
根拠となる資料・データ例	● 学則等の該当箇所		
点検ポイント		状況 点検ポイントに係る客観的事実	
分析			
分析結果			
エビデンス 根拠となる資料・データ イメージ			

基準1-2

観点	学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。		
根拠となる資料・データ例	● 学校の目的・目標が明記された次に掲げる資料の該当箇所。学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子、概要等、教職員用の冊子、ウェブサイトの掲載箇所（URL等） ● 授業や新入生ガイダンス、入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等 ● 周知や公表の程度等を示す資料・データ（冊子等の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）		
点検ポイント		状況 点検ポイントに係る客観的事実	
分析			
分析結果			
エビデンス 根拠となる資料・データ イメージ			

基準1-3

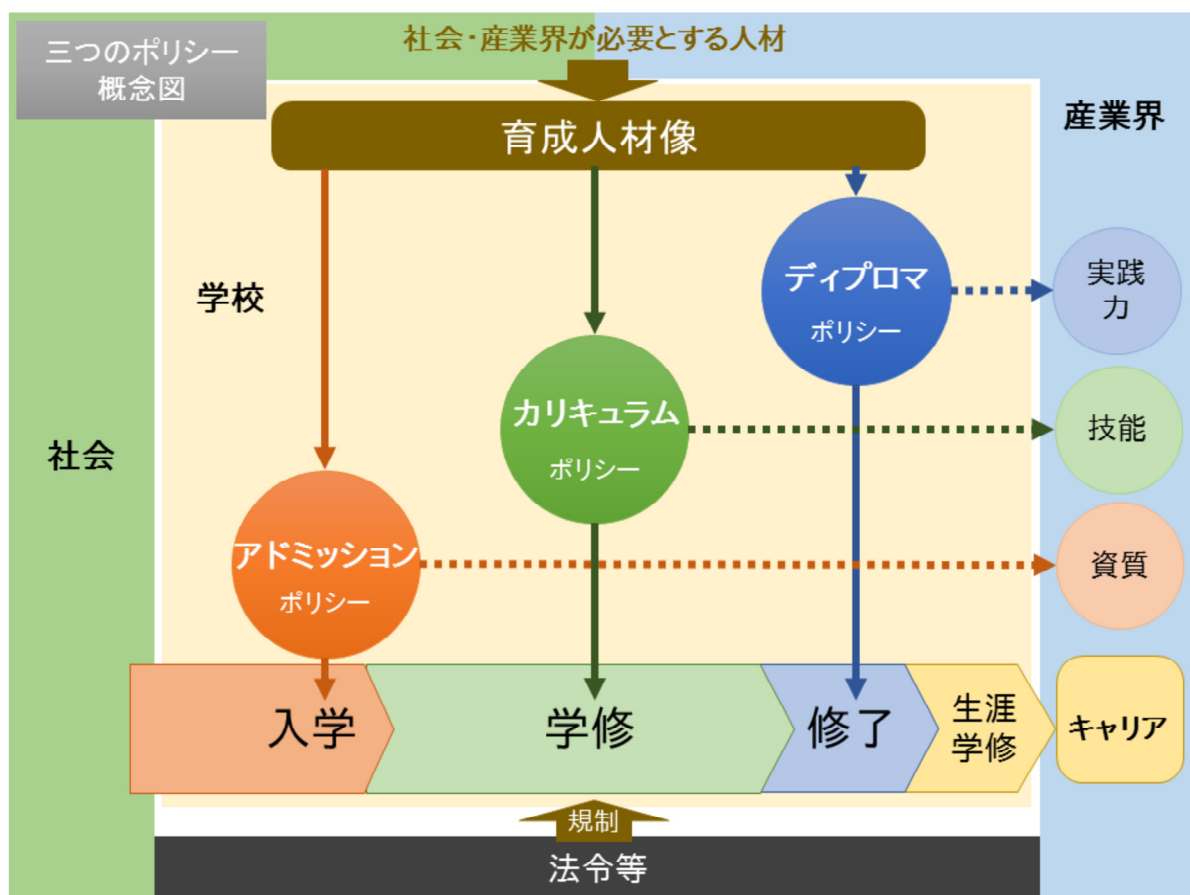
観点	学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。		
根拠となる資料・データ例	● 入学者受入方針の本文および記載されている入試説明会時の資料、学生募集要項等刊行物の該当箇所 ● 入学者受入方針が記載されているウェブサイトの掲載箇所（URL等） ● 公表・周知の程度や効果を示す資料・データ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）		
点検ポイント		状況 点検ポイントに係る客観的事実	
分析			
分析結果			
エビデンス 根拠となる資料・データ イメージ			

基準1-4

観点	入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。		
根拠となる資料・データ例	● 入学者選抜要項、入学試験実施状況等 ● 入学者選抜の実施体制および実施状況が確認できる資料（試験実施マニュアル等） ● 入試委員会等の実施組織が確認できる資料		
点検ポイント		状況 点検ポイントに係る客観的事実	
分析			
分析結果			
エビデンス 根拠となる資料・データ イメージ			

基準1-5

観点	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。		
根拠となる資料・データ例	● 学校現況票〔提出必須〕 ● 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、入学定員と実入学者数との関係の改善を図った具体的取組事例等		
点検ポイント		状況 点検ポイントに係る客観的事実	
分析			
分析結果			
エビデンス 根拠となる資料・データ イメージ			



三つのポリシーの例 法政大学の例 ホームページから引用

●アドミSSION・ポリシー http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/hoshin_06.html

本学は、これまで「開かれた大学、開かれた精神」の理念の下に、学力と意欲の点で適正な者をできるだけ幅広く募って、公平かつ多様な仕方で選抜していくという方針に基づき、多様な入学経路を用意してきた。具体的には、学力を基準として選抜の客観性と公平性を担保する一般入試A日程方式およびT日程方式、様々な地域から多様な人材を集める地域入試・センター試験利用入試、学力とともに学生の個性や動機・意欲、能力・経験などで適性をはかっていく特別入試（指定校推薦、付属校推薦、自己推薦、社会人推薦、スポーツ推薦、帰国生入試、外国人入試など）である。

これらの多様な入試により、「異なる能力」、「異なる地域」、「異なる動機・意欲」、「異なる世代」から、価値観の異なる多様な学生を受け入れて、相互受容させると同時に切磋琢磨させることが重要であり、それが本学の理念である既成概念に捉われない自由な発想で考え、新しい問題に積極的にチャレンジする自立型人材を育成するうえで最良の方法であったと考えている。

今後は、こうした受け入れ経路の多様性を維持しつつ、本学の建学の精神と教育目標、学位授与の方針に照らして、次のような意欲と能力を備えた学生を受け入れることを基本方針とする。

1. 本学の「自由と進歩」の精神を理解する者。
2. 何事にも絶えず挑戦する積極的で創造的意欲を持った者。
3. 学問に真摯に取り組む、新しい自己や世界の発見に取り組もうとする意欲を持った者。
4. 他者への思いやりを備え、自己の知識や能力を社会に役立たせる意欲を持った者。

大学院においては、研究者養成と高度職業人教育というこれまでの大きな二つの使命に加え、リカレント教育、高度教養人育成といった成熟した現代日本社会のニーズに合った使命に対応できるように入学経路の多様化を図り、これまでより幅広い年齢層に情報発信を行っていく。また、世界各国から多様な社会的、文化的背景を持つ外国人留学生を受け入れる。

1. 修士課程については、高度な教養、高度な職業的能力、研究者としての基礎的な能力の習得に意欲と資質を持つ者。
2. 博士後期課程については、先端的研究を担う学問的な資質と能力を有する者。
3. 大学院における留学生の受け入れにあたっては、上記1、2に加えて、日本における学習と国際交流に熱意を持つ者。

●カリキュラム・ポリシー http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/hoshin_05.html

これまで本学は、「自由と進歩」の精神に基づく自立型人材の育成を目的とした大学の教育目標と学位授与の方針を実現するために、多様な教養科目と各学部の特徴を生かした高度な専門科目を展開することにより、日本社会の進歩に貢献する教養ある社会人の育成に取り組んできた。今後は、先に述べた大学全体の教育目標と学位授与の方針を実現するために、次のような教育課程編成・実施の方針を定立し、全学的な徹底を図ることとする。（以下、項目のみ列挙）

1. 柔軟な思考力や幅広い視野に立った理解力を形成するための教養科目の再編成
2. 「法政学への招待」の開設による「自由と進歩」の精神の涵養
3. グローバル化に対応する外国語教育と国際的プログラムの充実
4. キャリアに強い大学を実現するためのプログラムの充実
5. 複眼的な理解力や思考力を育むための学部横断的教育プログラムの充実
6. 学部・学科における時代の最先端を行くカリキュラムの展開
7. 双方向的教育の重視とe-ラーニングの展開
8. 大学院におけるカリキュラムの充実

●ディプロマ・ポリシー http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/hoshin_04.html

本学では、先に述べた教育目標を達成するために、本学学生が本学における教育と学習を通じて次の能力を修得することを大学全体の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）としている。

1. 「自由と進歩」の精神を理解し、何事にも挑戦する創造的姿勢を持つこと。
 2. 自然、社会、人間、文化、歴史などに関する幅広い教養と時代の先端を行く専門分野の学識を修得して、自立的に自由な発想と柔軟な判断ができること。
 3. 多様な言語を用いて自己の意見を説明し、他者に配慮しながら積極的にコミュニケーションでできること。
 4. 他者や他文化と協調・協同しながら、倫理観を持って目標の実現のために人間力豊かなリーダーシップを発揮できること。
 5. 多様な知識と技術を用いて社会の事象を批判的に分析し、問題の発見と解決をはかりながら、持続可能な地球社会の構築に貢献できること。
 6. 大学院においては、各分野において先端の研究課題を設定し、それに対して、創造的な解答を与えることができるような、研究能力を有すること。
- また、各分野の先端レベルの専門知識と研究方法を習得し、それらに依拠して高度な教養を身につけたり、高度な職業活動において生かすことが可能であること。

資料編

専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価基準要綱

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

はじめに

専修学校の専門課程（専門学校）は、高等学校卒業者の進学先として、大学に次いで二番目に大きな進学先となっています。専門学校は、実践的な職業教育を行う教育機関として、わが国の高等教育の重要な一翼を担ってきました。近年、職業教育の重要性が強調されており、欧米はじめ世界各国が、高等職業教育の改革に積極的に取り組んでいます。高等教育改革の中で、第三者による質保証（評価）は、必要不可欠なテーマとなっています。

大学（大学院を含む）、専門職大学院、短期大学および高等専門学校には、学校教育法に基づいて認証評価を定期的に受審することが義務づけられています。高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。わが国の専修学校では、自己評価が義務づけられてはいますが、第三者評価については、喫緊の検討課題です。

企業等との密接な連携を通じて、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が、平成26年度から発足しました。しかしながら、専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていないのが現状です。平成26年度から発足した職業実践専門課程の第三者評価制度についても、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（文部科学省生涯学習政策局）」で議論が進められています。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）は、当初、一般社団法人ビューティビジネス評価機構として、文部科学大臣から専門職大学院のうちビューティビジネス分野の認証評価を行う認証評価機関として認証されました（2012年7月31日）。平成24年度には、ハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の専門分野別認証評価を実施し、評価結果を公表しました（2013年4月5日）。今回、専修学校（特に、職業実践専門課程）教育の評価・質保証事業への展開をめざして、法人名を変更し、専修学校職業実践専門課程第三者評価の試行を計画しました。

なお、この試行は、平成26年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業のうち「職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築」の一環として実施するものです。

I 評価の目的

専修学校職業実践専門課程の第三者評価に関しては、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において、各分野のコンソーシアムの枠組みを生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、各学校の取組状況を確認・評価することで、効果的・効率的な取組を実施することが求められています。

この要請に応えるために、この専修学校職業実践専門課程第三者評価試行（以下「試行的評価」とよびます。）が実施されるものです。この評価は、専修学校職業実践専門課程の教育水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- (1) 機構が定める評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、専修学校職業実践専門課程（以下「学校」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育活動等の質を保証すること。
- (2) 学校の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動等の改善・向上に資すること。
- (3) 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

なお、この試行的評価を通じて、専修学校職業実践専門課程の第三者評価を実施する上での問題点・課題を洗い出し、将来の本格的実施をめざすものです。

II 基本の方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、評価を実施します。

(1) 評価基準に基づく評価

この評価は、機構が定めた評価基準に基づいて、学校の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、専修学校設置基準（文部科学省）、美容師養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの認定を行います。なお、美容分野以外の分野については、当該分野に関連する法令・規則等の適合性を評価することになります。

(2) 学修成果を中心とした評価

学生が習得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心として学校の教育活動等の総合的な状況について評価を実施します。

(3) 学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構が定めた評価基準（Ⅲ 評価基準）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、学校が有する「目的・目標」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、学校の目的・目標を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、学校の使命、教育活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を、「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標を、それぞれ指します。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構が示す評価基準および別に定める『自己評価実施要項』に基づいて、学校が自ら評価を行うことが重要です。機構の評価は、学校が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む）を分析して、その結果を踏まえて実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

学校の教育活動等を適切に評価するために、専修学校の教員、業界関係者およびそれ以外の者であって学校の教育活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた学校、コンソーシアム等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(7) 国際通用性のある評価

高等教育のグローバル化が進展しつつある現在、職業教育においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、学校における内部質保証システム、学修成果および教育情報の公表を重視した評価を実施します。

Ⅲ 評価基準

評価基準は、五つの基準から構成されています。基準ごとに、その内容を説明した上で、基本的な観点（24項目）が設定されています。対象学校には、すべての基本的な観点について自己評価することが求められます。また、学校の目的・目標に照らして、独自の観点を各学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点および学校が設定した観点を分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることになります。

自己評価にあたっては、別途策定する『自己評価実施要項』を参照ください。

基準1 目的・目標の設定および入学者選抜

この基準では、学校の目的・目標が、社会との接続の観点を含めて具体的に設定されているか、さらに、その目的・目標が、職業実践的な教育に適したものとなっているかを評価します。認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を具体的に設定してください。「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標です。目標として設定される指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識しつつ、各分野に即した具体的な指標を設定する必要があります。

この基準では、入学者受入方針に沿って入学者選抜が適切に実施され、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっているかについても判断します。

基本的な観点

- 1-1 学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。
- 1-2 学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。
- 1-3 学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。
- 1-4 入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。
- 1-5 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の適合性

この基準では、学校が、専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の定める、教員資格、教員数、授業時数、校地校舎の面積、施設等に適合していることを認定します。さらに、学校の目的・目標に照らして、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準、授与される職業資格との関係において適切であり、当該職業分野の期待に応えるものになっているかどうかを評価します。なお、美容分野以外の分野については、当該分野に関連する法令・規則等の適合性を評価することになります。

基本的な観点

- 2-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。
- 2-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。
- 2-3 授業科目（課目）が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。
- 2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目（課目）について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。
- 2-5 学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。
- 2-6 教育課程に対応した施設・設備（図書、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を含む）が整備され、有効に活用されているか。
- 2-7 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。
- 2-8 特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等の実施体制が整備されているか。

基準3 職業実践専門課程の認定要件の適合性

この基準では、学校が、下記の職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定します。なお、「企業等と連携した組織的な教員研修の実施」および「企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表」に関する要件については、基準4で評価します。

基本的な観点

- 3-1 教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映されているか。（なお、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点2-2～2-5において評価する。）
- 3-2 企業等と連携した実習・演習等が適切に実施され、教育課程の中で有効に機能しているか。
- 3-3 教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。

基準4 内部質保証

この基準では、自己点検・評価および企業と連携した学校関係者評価が適切かつ定期的実施され、それらの結果が適切に質の改善・向上につながっているかを評価します。また、教職員等に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）等、教職員の資質の向上を図るための取組が適切に行われているかも評価します。

基本的な観点

- 4-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が適切かつ組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価に適切な形で反映されているか。
- 4-2 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。
- 4-3 自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 4-4 企業等と連携した組織的な教員研修（ファカルティ・ディベロップメント）および職員研修（スタッフ・ディベロップメント）が適切に実施され、それらが教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。

基準5 学修成果

この基準では、認定課程が目的・目標に設定されている学修成果等の達成状況を評価します。特に、職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等や、学校が意図している学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に関する学修成果があがっているかを評価します。

基本的な観点

- 5-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。
- 5-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

5-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

5-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

IV 評価の方法・手順

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別途策定される『自己評価実施要項』に基づき、対象学校が作成する自己評価書の分析等により実施します。訪問調査は、別途策定される『評価実施手引書』に基づき、評価担当者が対象学校を訪問し、書面調査では確認することができない内容等を中心に調査を実施します。評価の手順は次のとおりです。

- (1) 対象学校の自己評価等を踏まえて、当該学校の教育活動の状況を分析し、各基準ごとに基準を満たしているかどうかの判断を行います。基準2および基準3については、関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているかどうかの判断も行います。
- (2) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、職業実践専門課程の理念および当該学校の目的・目標等に照らして、優れた点や改善を要する点等について明らかにします。
- (3) 評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、評価結果を確定します。
- (4) 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該学校へ通知し、本コンソーシアムに報告するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

V 評価体制

機構は、評価委員会を組織し、評価を実施します。評価委員会は、専修学校に関して高く広い知見を有する学校関係者および業界関係者ならびに社会、経済、文化その他の分野に関する見識経験を有する者により、原則として、5名で構成します。なお、受審校の数により、評価委員会のもとに複数の部会を置くこともあります。

専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 自己評価実施要項

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

はじめに

専修学校の専門課程（専門学校）は、高等学校卒業者の進学先として、大学に次いで二番目に大きな進学先となっています。専門学校は、実践的な職業教育を行う教育機関として、わが国の高等教育の重要な一翼を担ってきました。近年、職業教育の重要性が強調されており、欧米はじめ世界各国が、高等職業教育の改革に積極的に取り組んでいます。高等教育改革の中で、第三者による質保証（評価）は、必要不可欠なテーマとなっています。

大学（大学院を含む）、専門職大学院、短期大学および高等専門学校には、学校教育法に基づいて認証評価を定期的に受審することが義務づけられています。高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。わが国の専修学校では、自己評価が義務づけられてはいますが、第三者評価については、喫緊の検討課題です。

企業等との密接な連携を通じて、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が、平成26年度から発足しました。しかしながら、専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていないのが現状です。平成26年度から発足した職業実践専門課程の第三者評価制度についても、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（文部科学省生涯学習政策局）」で議論が進められています。

この専修学校職業実践専門課程第三者評価試行は、平成26年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業のうち「職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築」の一環として実施するものです。この試行的評価を通じて、専修学校職業実践専門課程の第三者評価を実施する上での問題点・課題を洗い出し、将来の本格的実施をめざすものです。

この自己評価実施要項は、機構の定める評価基準に基づいて、対象学校が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したもので、三つの章から構成されています。「第1章 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行について」には、機構の実施する専修学校職業実践専門課程第三者評価の目的や基本的な方針・内容等が記載されています。「第2章 自己評価の方法等」および「第3章 自己評価書の作成および提出方法」には、対象学校が行う自己評価の具体的な方法や自己評価書の作成方法および提出方法等が記載されています。

評価を受ける学校においては、この自己評価実施要項をもとに適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

第1章 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行について

この章では、機構が実施する専修学校職業実践専門課程第三者評価試行（以下「試行的評価」とよびます。）の目的や基本的な内容等について説明します。

I 目的

専修学校職業実践専門課程の第三者評価に関しては、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において、各分野のコンソーシアムの枠組みを生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、各学校の取組状況を確認・評価することで、効果的・効率的な取組を実施することが求められています。

この要請に応えるために、この試行的評価が実施されるものです。この評価は、専修学校職業実践専門課程の教育水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- (1) 機構が定める評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、専修学校職業実践専門課程（以下「学校」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育活動等の質を保証すること。
- (2) 学校の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動等の改善・向上に資すること。
- (3) 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

II 基本的方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、評価を実施します。

(1) 評価基準に基づく評価

この評価は、機構が定めた評価基準に基づいて、学校の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、専修学校設置基準（文部科学省）、美容師養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの認定を行います。なお、美容分野以外の分野については、当該分野に関連する法令・規則等の適合性を評価することになります。

(2) 学修成果を中心とした評価

学生が習得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心として学校の教育活動等の総合的な状況について評価を実施します。

(3) 学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構が定めた評価基準（『専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価基準要綱』Ⅲ 評価基準 p. 3～6）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、学校が有する「目的・目標」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、学校の目的・目標を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、学校の使命、教育活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を、「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標を、それぞれ指します。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構が示す評価基準およびこの『自己評価実施要項』に基づいて、学校が自ら評価を行うことが重要です。機構の評価は、学校が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む）を分析して、その結果を踏まえて実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

学校の教育活動等を適切に評価するために、専修学校の教員、業界関係者およびそれ以外の者であって学校の教育活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた学校、コンソーシアム等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(7) 国際通用性のある評価

高等教育のグローバル化が進展しつつある現在、職業教育においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、学校における内部質保証システム、学修成果および教育情報の公表を重視した評価を実施します。

Ⅲ 実施内容および方法

この評価は、対象学校の教育活動等の総合的な状況について、機構の定める評価基準に基づいて実施されます。評価基準は、五つの基準から構成され、基準ごとに、その内容に関連した複数の「基本的な観点」が設定されています。

1. 評価プロセスの概要

評価は、対象学校における自己評価と、その自己評価結果に基づいた機構における評価の二つのプロセスにより、実施されます。

(1) 学校における自己評価

評価の最初のステップは、学校における自己評価です。学校は、この『自己評価実施要項』に

したがって、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、五つの基準ごとに、その内容および基本的な観点に沿って実施します。対象学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。さらに、基準に係る状況の記述の中から、学校の目的・目標に照らして優れた点や改善を要する点等を抽出して、記述します。

(2) 機構における評価

基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。各基準は、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえて基本的な観点が設定されています。基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点の分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。

基準を満たしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組や成果が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

2. 評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づいて、学校から提出された自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議して、評価結果（案）が取りまとめられます。

3. 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、学校における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

IV 評価結果の公表

確定した評価結果は、評価報告書として公表します。評価報告書は、対象学校およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、学校から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除きます。）を機構のウェブサイト（<http://qaphe.jp>）に掲載します。

V 実施時期とスケジュール

この試行的評価全体のスケジュールは、別紙1 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行の全体像（p. 10）に示す通りです。

第2章 自己評価の方法等

この試行的評価は、評価基準に基づいて、学校の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は、学校の個性や特色が十分に発揮できるように、学校が有する目的・目標を踏まえて、教育活動等に関する評価を行うよう配慮されています。したがって、評価の実施にあたっては、対象学校が目的・目標を明示することが必要です。機構が評価を実施するにあたっては、各基準において、この目的・目標を踏まえることにより学校の個性や特色が評価に反映されることになります。

I 自己評価のプロセス

この評価では、対象学校が行う自己評価が重要な位置を占めています。対象学校においては、機構の定める評価基準に基づいて、自己評価を実施してください。自己評価プロセスの概略は、下図のとおりです。以下に、その内容を説明します。

1. 学校の目的・目標の記載【第2章 II p. 5】



2. 基準1～5の自己評価【第2章 III p. 6】

(1) 観点ごとの分析（基準ごと）

○観点到に係る状況：現在の活動状況等の記述

○分析結果とその根拠理由：「観点到に係る状況」についての分析結果とそれを導いた理由を記述

(2) 優れた点および改善を要する点の記述（基準ごと）

(3) 概要の記述（基準ごと）



3. 自己評価書の作成【第3章 p. 8】

「学校の現況および特徴」「学校の目的・目標」「基準ごとの自己評価」で構成

II 学校の目的・目標の記載

この評価における「目的」とは、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像等をいいます。また、「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標です。目標として設定される指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識しつつ、各分野に即した具体的な指標を設定する必要があります。

目的・目標の記載にあたっては、このことを踏まえて、学校が現在周知・公表している目的、およびその目的から派生する内容も含めて、学校の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

なお、学校の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像等を定めている場合には、それを記載してください。

Ⅲ 基準1～5の自己評価

自己評価は、評価基準に示された1～5の基準ごとに、(1) 基本的な観点ごとの分析、(2) 優れた点および改善を要する点の記述、(3) 概要の記述の流れで行います。自己評価では、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありません。

機構における評価では、基準ごとに、学校の目的・目標を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。機構における基準を満たしているかどうかの判断は、各基準における全ての基本的な観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結びつくわけではありません。

1. 観点ごとの分析

評価基準の自己評価を実施する際には、まず、基準ごとに示された基本的な観点に従って、学校の教育活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点に係る状況の分析を行ってください。基本的な観点の分析にあたっては、観点ごとに、「**基本的な観点に係る状況**」、「**分析結果とその根拠理由**」を記述してください。

「**基本的な観点に係る状況**」については、目的・目標との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況を記述してください。この際、取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。当該観点の状況が明確になるように、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じた適切な記述が肝要です。

根拠となる資料・データが示されることなく、次のような記述は、具体的ではない例となりますので、ご注意ください。

- ・学生による授業評価の結果を踏まえて、授業改善を実施している。
- ・評価結果を改善に活かしている。
- ・活発に活動している。
- ・多くの成果を上げている。
- ・高く評価されている。
- ・学生の満足度が高い。

各観点に関して、学校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。それにより対象学校の個性や特色を表すこともできます。

「**分析結果とその根拠理由**」は、「**基本的な観点に係る状況**」についての分析結果（自己評価による分析結果）を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「**基本的な観点に係る状況**」に記載した取組や活動の内容等の客観的事実を摘示しつつ記述してください。

別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ等例 (p. 11～15) には、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してありますので、学校の特性や状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。このほか、学校の目的・目標や状況等に応じて、独自の資料・データ等を利用することも可能です。

2. 優れた点および改善を要する点の記述

基準ごとに、観点の分析の中から、目的・目標に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」あるいは「改善を要する点」として抽出して、記述してください。なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述してください。

3. 概要の記述

基準ごとに、観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。概要は、当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、機構が実施した評価の結果の報告書（以下「評価報告書」とよびます。）に原則として原文のまま転載します。対象学校においては、そのことに留意し、自己評価書との整合性を確認した上で、記述してください。

第3章 自己評価書の作成および提出方法

自己評価書は、「Ⅰ 学校の現況および特徴」、「Ⅱ 学校の目的・目標」および「Ⅲ 基準ごとの評価」で構成されます。自己評価書は、下記の「Ⅰ 自己評価結果の記述要領」に沿って、作成してください。

Ⅰ 自己評価結果等の記述要領

1. 学校の現況および特徴

学校の現況および特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって、2,000字以内で簡潔に記述してください。

(1) 現 況

- ① 学校名：学校の名称を記述してください。
 - ② 所在地：学校の所在地とし、都道府県、区市町村名まで記述してください。
 - ③ 学生数および教員数：評価実施年度5月1日現在の、学部・研究科等の学生数および教員数を記述してください。
- (2) 特 徴：学校の沿革・理念を踏まえて、目的・目標の背景となる考え方等も含めて、学校の特徴が表れるように記述してください。

2. 学校の目的・目標

第2章 Ⅱ 学校の目的・目標の記載 (p. 5～6) に沿って、学校の目的・目標を2,000字以内で記載してください。記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

3. 基準ごとの自己評価

第2章 Ⅲ 基準1～5の自己評価 (p. 6～7) に沿って、基準ごとに「観点ごとの分析」と「優れた点および改善を要する点」を合わせて5,000字以内を字数の制限目安として記述してください。その上で、基準ごとに基本的な観点の数異なりますので、基準ごとの字数の制限目安を踏まえて、基準1から基準5までの「観点ごとの分析」と「優れた点および改善を要する点」を合わせて、全体で25,000字以内（字数制限）で調整して記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。

「自己評価の概要」については、基準ごとに1,000字以内を字数の制限目安として記述してください。その上で、基準ごとの字数の制限目安を踏まえつつ、全体で5,000字以内（字数制限）で調整して記述してください。「自己評価の概要」の記述内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

4. 根拠となる資料・データ等の示し方

資料・データ等は、原則として、「観点到係る状況」の本文中に記述した状況説明等との関係が容易に確認できる位置（コピーの貼付や差込でも構いません。）に記載してください。その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることのないように、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。なお、自己評価書（下記の別添で提出された資料・データ等を除きます。）は、機構のウェブサイトに掲載しますので、とくに不開示情報や著作物等について留意が必要です。

本文中に記載することで読みにくくなる場合、または不開示情報や著作物等公表に相応しくない場合には、別添として記載してください。この場合においても、自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピー等を別添とするなど、必要最小限としてください。

資料・データ等の記載にあたり、下記の事項にご留意ください。

- ① 本文中または別添の資料・データ等には、その名称や出典（該当ページ番号を含めて）を必ず明記してください。ウェブサイトのURLを引用する場合には、該当箇所に直接アクセスできるURLを明記してください。
- ② 縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるように配慮してください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- ③ 資料・データ等には、対象学校で作成した自己点検・評価報告書や学校関係者評価報告書の該当部分等も活用できます。
- ④ 機構において、評価を実施するにあたり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- ⑤ 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- ⑥ 別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ等例（p. 11～15）に、根拠となる資料・データ等の例示が掲載されていますので、適宜参考にしてください。

II 自己評価書の提出方法

自己評価書は、紙媒体を6部、電子媒体（MS-Word版）を1部提出してください。根拠となる資料・データ等を別添とする場合には、当該別添資料を6部提出してください。

電子媒体を提出する際には、次の点に注意してください。

- ① 電子データを保存した、CD-R、DVD-R、USBメモリーのいずれかを提出してください。
- ② 外字は使用しないでください。
- ③ 漢字コードは、原則としてJIS第1、第2水準の範囲で使用してください。
- ④ 機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
（例）単位記号、省略文字、囲み数字等
- ⑤ 人名等でJIS第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。

1. 提出締切および提出先

提出締切 平成27年8月31日必着

提出先 〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-33

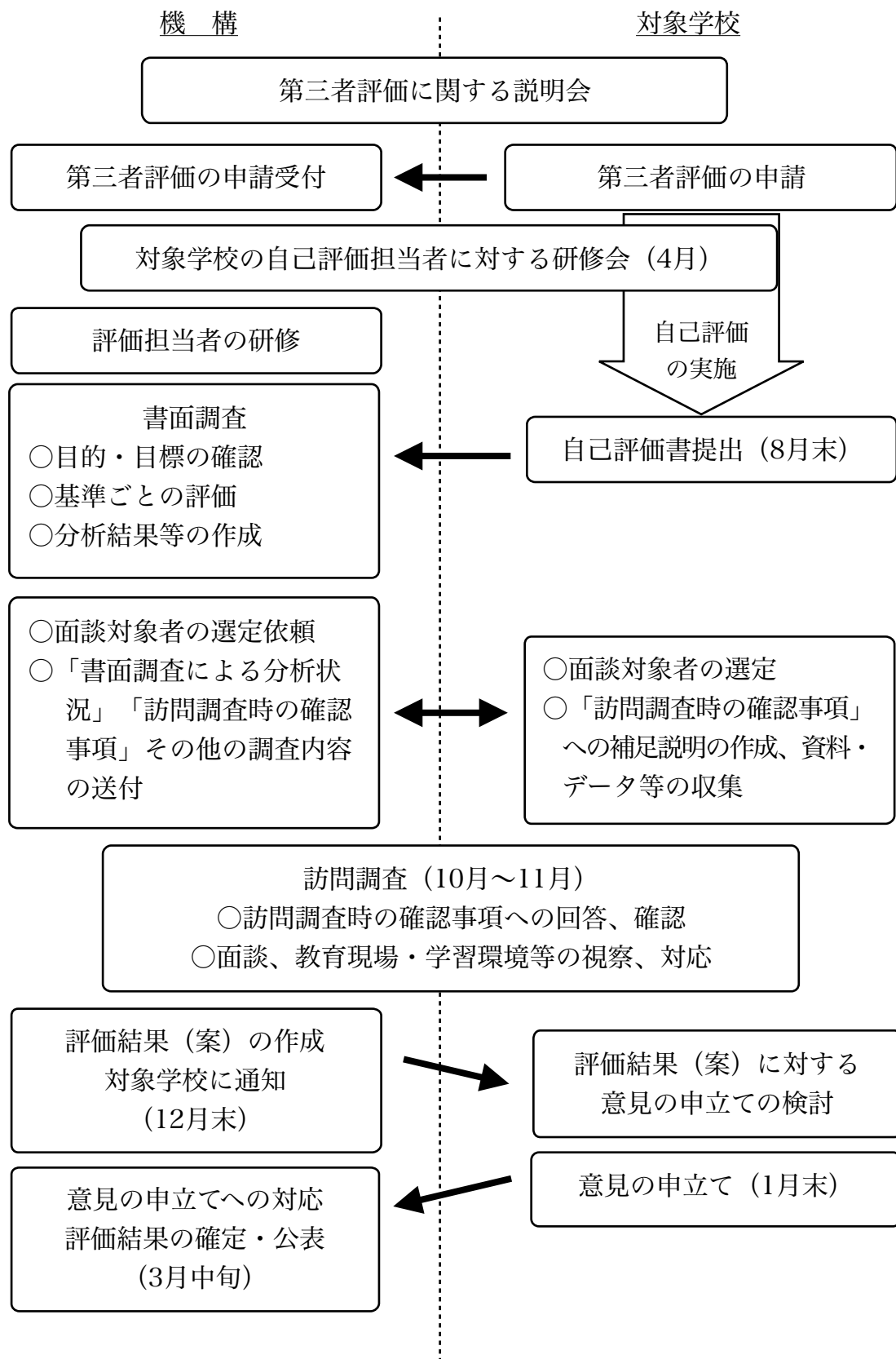
六本木ヒルズノースタワーアネックス3F

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構事務局

2. その他の留意事項

- ① 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出または追加提出を求めることがあります。
- ② 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「学校の現況および特徴」、「学校の目的・目標」、基準1～5の「自己評価の概要」については、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

別紙1 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行の全体像



別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ等例

ここには、基本的な観点について分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してあります。これらはあくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではありません。対象学校の目的・目標や状況等に応じた資料・データ等を用意して下さい。

基準1 目的・目標の設定および入学者選抜

1-1 学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。

- ・学則等の該当箇所

1-2 学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。

- ・学校の目的・目標が明記された次に掲げる資料の該当箇所。学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子、概要等、教職員用の冊子、ウェブサイトの掲載箇所（URL等）。
- ・授業や新入生ガイダンス、入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
- ・周知や公表の程度等を示す資料・データ（冊子等の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）

1-3 学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。

- ・入学者受入方針の本文および記載されている入試説明会時の資料、学生募集要項等刊行物の該当箇所
- ・入学者受入方針が記載されているウェブサイトの掲載箇所（URL等）
- ・公表・周知の程度や効果を示す資料・データ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）

1-4 入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

- ・入学者選抜要項、入学試験実施状況等
- ・入学者選抜の実施体制および実施状況が確認できる資料（試験実施マニュアル等）
- ・入試委員会等の実施組織が確認できる資料

1-5 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- ・学校現況票〔提出必須〕
- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、入学定員と実入学者数との関係の改善を図った具体的取組事例等

基準2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の適合性

2-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。

- ・学校現況票〔提出必須〕
- ・教員組織および職員組織の編制の基本方針
- ・教員組織および職員組織の編制が確認できる資料（教員組織体制、職員組織体制、責任体制等）

2-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。

- ・学校現況票〔提出必須〕
- ・授業科目の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料・データ

2-3 授業科目（課目）が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものであるか。

- ・学校現況票〔提出必須〕
- ・授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料等の該当箇所
- ・教育課程の編成や授業科目の内容に、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向を反映していることが確認できる資料（シラバス、教材や授業で使ったプリント等）

2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目（課目）について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

- ・授業科目の開設状況（授業時間割、年次配当、必修・選択等の別）が確認できる資料
- ・授業科目の履修状況や単位修得状況が確認できる資料

2-5 学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

- ・ガイダンスの実施および内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料等）
- ・ガイダンスに関するアンケート等を実施している場合は、その分析結果等
- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
- ・電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・学習相談、助言体制の学生への周知状況（刊行物、プリント）や利用状況が確認できる資料

2-6 教育課程に対応した施設・設備（図書、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を含む）が整備され、有効に活用されているか。

- ・学校現況票〔提出必須〕
- ・各施設・設備の整備状況、利用状況等が確認できる資料

- ・図書館、図書資料等の整備状況、利用実績等が確認できる資料
- ・情報ネットワークの整備状況、利用状況等が確認できる資料
- ・情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制の整備状況が確認できる資料

2-7 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

- ・ガイダンスの実施状況および内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料、アンケートの分析結果等）
- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
- ・電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・学習相談、助言体制の学生への周知状況や利用状況が確認できる資料

2-8 特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等の実施体制が整備されているか

- ・留学生、社会人学生や障害のある学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等）
- ・留学生指導教員やチューターを配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
- ・留学生に対する外国語による情報提供を行っている場合は、その該当箇所
- ・社会人学生に対する情報提供を行っている場合は、その該当箇所（URL等）
- ・障害のある学生に対する支援を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
- ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料
- ・学習支援体制の学生への周知方法や利用状況が確認できる資料

基準3 職業実践専門課程の認定要件の適合性

3-1 教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映されているか。（なお、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点2-2～2-5において評価する。）

- ・教育課程編成委員会等の委員構成、開催状況および審議状況が確認できる資料（議事録等）
- ・審議結果が教育内容の改善・向上に反映された具体的取組事例

3-2 企業等と連携した実習・演習等が適切に実施され、教育課程の中で有効に機能しているか。

- ・実習・演習等の内容や実施状況が確認できる資料（学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等）
- ・実習・演習等による学習指導法の工夫が確認できる資料

3-3 教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。

- ・周知や公表の程度を示す資料・データ（ウェブサイトの掲載箇所、ウェブサイトのアクセス状況、刊行物の配布先、配布数、アンケート等の結果等）

基準4 内部質保証

4-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が適切かつ組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価に適切な形で反映されているか。

- ・学校関係者評価報告書〔提出必須〕
- ・監事または監査の報告書〔提出必須〕
- ・データや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制等が確認できる資料（文書管理規則、文書保存規則等）
- ・教育活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積の状況、またはこれらの資料・データを活用して作成した報告書等
- ・学生からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・学生の意見が自己点検・評価報告書、授業評価報告書、学校関係者評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・学校関係者からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料（学校関係者評価報告書等）

4-2 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。

- ・自己点検・評価および学校関係者評価の結果が記述された学生や教職員が参照する冊子の該当箇所
- ・自己点検・評価および学校関係者評価の結果が記述されたウェブサイトの掲載箇所（URL等）

4-3 自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

- ・自己点検・評価および学校関係者評価の評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・評価結果を改善策に結びつけた具体的取組事例等

4-4 企業等と連携した組織的な教員研修（ファカルティ・ディベロップメント、FD）および職員研修（スタッフ・ディベロップメント、SD）が適切に実施され、それらが教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。

- ・FD・SD活動の内容・方法および実施状況が確認できる資料
- ・FD・SD研修会等への教職員の参加状況が確認できる資料
- ・FD・SD研修会等が、質の改善・向上に結びついた具体的取組事例等

基準 5 学修成果

5-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内の修了率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞数等
- ・教育成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料
- ・具体的な検証・評価事例、改善事例等

5-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）

5-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・就職希望者の就職率、就職先、進学先
- ・修了生の社会での活躍等が確認できる資料

5-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・修了生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料
- ・就職先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料

別紙3 学校現況票および学校関係者評価結果について

学校現況票は、職業実践専門課程（美容分野）を設置するのに必要な最低の基準である専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号、最終改正平成18年3月1日文部科学省令第1号）、美容師養成施設指定規則（平成10年1月27日厚生省令第8号）および職業実践専門課程認定要件その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際に根拠となる資料・データ等の一つとして作成していただくものです。なお、美容分野以外の分野については、当該分野に関連する法令・規則等の適合性を評価することになります。

学校現況票は、基準1「目的・目標の設定および入学者選抜」、基準2「専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則の適合性」、基準3「職業実践専門課程の認定要件の適合性」に係る基本的な観点を対象としています。機構における評価では、対象学校の当該基準に係る基本的な観点の自己評価結果を分析する際に、学校現況票に記載された内容を参考にしますので、評価実施年度5月1日現在の数値等を記述してください。

対象学校においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己評価する際に、学校現況票を根拠となる資料・データ等の一つとして用いて、自己評価書を記述してください。

記載事項

1) 学校の名称・所在等

①設置者 ②学科名 ③本部の所在地 ④開設年度

2) 入学定員等（基準1）

①修業年限 ②入学定員 ③編入学定員 ④収容定員 ⑤平均入学定員充足率

3) 教育課程（基準2および3）

①修了要件単位数 ②履修科目（課目）の登録期間および単位数

4) 教職員組織（基準2）

①専任教員数 ②教員基準数 ③兼任教員数

5) 学習環境（基準2）

①校地面積（校舎敷地面積、その他敷地面積） ②校舎面積 ③教室等施設（講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設、語学学習施設等の各室数） ④図書館・図書資料等（図書館面積・閲覧座席数、図書館開館時間、図書冊数、学術雑誌冊数、電子ジャーナル種数、視聴覚資料等点数） ⑤附属施設、その他の施設

学校関係者評価報告書および監事または監査報告書を提出してください。学校関係者評価は、『専修学校における学校評価ガイドライン』平成25年3月 文部科学省生涯学習政策局に基づいて実施してください。これらの報告書がウェブサイト等に公表されている場合には、そのアドレスをお知らせください。

(表紙)

専修学校職業実践専門課程 第三者評価報告書

〇〇〇専門学校

平成 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

I 認証評価結果

〇〇〇専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしている。

(〇〇〇専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合しておらず、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。)

あるいは

〇〇〇専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合しているが、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。

理由：専修学校設置基準（美容師養成施設指定規則、職業実践専門課程認定要件あるいは関係法令△△△）に適合していないため。

あるいは

基準△を満たしていないため。)

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

-
-

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

-
-

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

-
-

II 基準ごとの評価

基準1 目的・目標の設定および入学者選抜

- ・学校の目的・目標が、社会との接続の観点を含めて具体的に設定され、周知、公表されていること。
- ・その目的・目標が、職業実践的な教育に適したものとなっていること。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施されていること。
- ・実入学人数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準1を満たしている。（基準1を満たしていない。）

評価結果の根拠・理由

《観点ごとに記述》

以上の内容を総合して、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

【改善を要する点】

【更なる向上が期待される点】

基準 2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の適合性

- ・専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則が定める要件（教員資格、教員数、授業時数、校地校舎の面積、施設等）に適合していること。
- ・学校の目的・目標に照らして、教育課程が体系的に編成され、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・教育課程が、教育内容・水準、授与される職業資格との関係において適切であり、当該職業分野の期待に応えるものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導等が適切に行われていること。

【評価結果】 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則に適合している。（適合していない。）

基準 2 を満たしている。（基準 2 を満たしていない。）

評価結果の根拠・理由

- ・
- ・
- ・

Ⅲ 意見の申立ておよびその対応

1) 申立ての内容

2) 申立てへの対応

《対象大学院から提出された
原文をそのまま掲載》

- ・
- ・
- ・

参考資料として対象大学院から提出された自己評価書から、下記の項目について原則として原文のまま掲載します。

- I 現況および特徴（大学院・専攻名、所在地、学生数および教員数、特徴）
- II 目的
- III 自己評価の概要

専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価実施手引書

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

はじめに

専修学校の専門課程（専門学校）は、高等学校卒業者の進学先として、大学に次いで二番目に大きな進学先となっています。専門学校は、実践的な職業教育を行う教育機関として、わが国の高等教育の重要な一翼を担ってきました。近年、職業教育の重要性が強調されており、欧米はじめ世界各国が、高等職業教育の改革に積極的に取り組んでいます。高等教育改革の中で、第三者による質保証（評価）は、必要不可欠なテーマとなっています。

大学（大学院を含む）、専門職大学院、短期大学および高等専門学校には、学校教育法に基づいて認証評価を定期的に受審することが義務づけられています。高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。わが国の専修学校については、自己評価が義務づけられてはいますが、第三者評価については、今後の検討課題です。

企業等との密接な連携を通じて、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が、平成26年度から発足しました。しかしながら、専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていないのが現状です。平成26年度から発足した職業実践専門課程の第三者評価制度についても、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（文部科学省生涯学習政策局）」で議論が進められています。

この専修学校職業実践専門課程第三者評価試行は、平成26年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業のうち「職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築」の一環として実施するものです。この試行的評価を通じて、専修学校職業実践専門課程の第三者評価を実施する上での問題点・課題を洗い出し、将来の本格的実施をめざすものです。

この評価実施手引書は、機構の実施する専修学校職業実践専門課程第三者評価試行において、評価担当者が、評価の意義や方法を十分に把握し共通理解のもとで、その職務を遂行できるように取りまとめたものです。

この手引書は四つの章から構成されています。「第1章 評価の内容と実施体制等」には、機構の実施する評価の基本的な内容や実施体制等が記載されています。「第2章 書面調査」、「第3章 訪問調査」および「第4章 評価報告書の作成」には、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法や評価報告書の作成方法等が記載されています。

第1章 評価の内容と実施体制等

専修学校職業実践専門課程第三者評価試行（以下「試行的評価」とよびます。）は、申請のあった専修学校職業実践専門課程（以下「対象学校」とよびます。）を対象として実施するものです。

I 実施内容と実施時期

この試行的評価は、対象学校の教育活動の総合的な状況について、機構の定める「評価基準」に基づいて実施します。評価基準は、次の五つの基準で構成されています。

- 基準1 目的・目標の設定および入学者選抜
- 基準2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の適合性
- 基準3 職業実践専門課程の認定要件の適合性
- 基準4 内部質保証
- 基準5 学修成果

この五つの基準は、学修成果を中心として学校の教育活動等の総合的な状況の評価するためのものであり、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、専修学校設置基準（文部科学省）、美容師養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの認定も行います。なお、美容分野以外の分野については、当該分野に関連する法令・規則等の適合性を評価することになります。

学校から評価の申請を受け付けてから評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。評価全体のスケジュールは、別紙1 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行の全体像（p. 14）に示すとおりです。

2015年（平成27年）	3月末	試行的評価の申請受付
	4月	対象学校の自己評価担当者等に対する研修の実施
	8月末	対象学校から自己評価書の提出締切
	9月～	書面調査および訪問調査の実施
	12月下旬	評価結果を確定する前に対象学校に通知
2016年（平成28年）	2月上旬	対象学校からの意見申立ての受付締切
	3月下旬	評価結果の確定、公表

II 実施体制 — 評価委員会の役割

評価を実施するにあたっては、専修学校に関して高く広い見識を有する関係者、当該専門分野の関係者ならびに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者から構成される専修学校職業実践専門課程第三者評価評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議・決定します。

- (1) 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- (2) 評価報告書の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このために、評価委員会委員が共

通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

評価の公正さを担保するために、評価委員会委員は、自己の関係する学校の評価には参画できないこととします。（別紙2 自己の関係する学校の範囲について p.15）

Ⅲ プロセスとスケジュール

評価委員会における評価のプロセスは、（1）書面調査、（2）訪問調査、（3）評価結果（案）の作成、（4）意見の申立てへの対応および（5）評価結果の確定からなり、以下のとおり行います。

1. 書面調査

対象学校から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含みます。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。書面調査は、五つの基準に基づいて、各対象学校の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、専修学校設置基準（文部科学省）、美容師養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの認定も行います。

評価委員会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

2. 訪問調査

評価委員会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

3. 評価結果（案）の作成

評価委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、委員会としての評価結果（案）を作成します。この評価結果（案）は、対象学校に通知されます。対象学校には、この評価結果（案）の内容等に対する意見の申立ての機会が設けてあります。

4. 意見の申立てへの対応と評価結果の確定

対象学校から意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、評価結果を確定します。対象学校から意見の申立てがなかった場合には、原則として、評価結果（案）がそのまま評価結果として確定します。

意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。その議をふまえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

5. 評価委員会における評価プロセスの全体像

評価委員会における主な審議事項等とスケジュールは、下表のとおりです。

評価委員会	開催時期	審議事項等
第1回	7月～8月	○評価担当者の研修 ○委員長の決定 ○書面調査・訪問調査の基本的な方法や手順の決定 ○当該学校の学校関係者評価報告書の検討
第2回	10月初旬	○書面調査による分析結果の審議・決定 ○訪問調査での確認事項、役割分担の決定 ○書面調査による分析状況および訪問調査時の確認事項を対象学校に通知
第3回	12月中旬	○評価結果（案）の審議・決定 ○評価結果（案）を対象学校に通知
第4回	2月中旬	○意見の申立てへの対応の審議 ○評価結果の確定

第2章 書面調査

対象学校は、『自己評価実施要項』に沿って、自己評価を行い、自己評価書を機構に提出します。機構における評価は、この自己評価書を分析する書面調査から始まります。書面調査は、評価委員会が行います。書面調査を行うにあたって、次の点について留意します。

(1) 対象学校の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。

(2) この評価は、対象学校が競争的環境の中で個性が輝く学校として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、対象学校の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

I 実施方法

評価委員会は、書面調査による基準・事項ごとの分析・調査および判断を実施します。具体的には、対象学校から提出された自己評価書の「基準ごとの自己評価」について、学校の目的・目標を踏まえて、観点ごとに分析結果およびその根拠となる資料・データ等により分析・調査および判断を行い、その結果を、基準ごとに取りまとめます。

書面調査の過程において、不明な点が生じた場合あるいは自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、機構事務局を通じて、対象学校に照会や提出依頼を行います。また、書面調査の過程で知り得た個人情報および対象学校の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

II 学校の目的・目標の確認と基準ごとの評価

この評価は、学校の個性や特色が十分に発揮できるように、教育活動等に関して対象学校が有する目的・目標を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的・目標について十分な理解が重要です。そのためには、自己評価書に記載された「学校の現況および特徴」により対象学校の全体像を把握した上で、「学校の目的・目標」では、教育上の理念・目的、養成しようとしている人材等や目的が達成されたかどうかを判断するための指標等について、対象学校の意図を理解する必要があります。この上で、以下の基準ごとの評価を行います。

1. 基準1～5の自己評価結果の分析

基準1～5の自己評価結果の分析は、次に示す「観点の確認」、「観点ごとの分析・判断」および「基準の評価」（基準を満たしているかどうかの判断、ならびに優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待される点の抽出）の流れで行います。

(1) 観点の確認

評価基準に示された基本的な観点が全て分析されているか確認します。分析されていない基本的な観点が確認された場合は、対象学校に当該観点の分析を求めます。

(2) 観点ごとの分析・判断

自己評価書には、観点ごとに「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」が記述されています。評価担当者は、観点ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

各観点に関して、対象学校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、評価に目標等の達成状況を反映させていることも想定されますので、対象学校の個性や特色を考慮し、根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。対象学校から提出される学校現況票も根拠となる資料・データ等の一つとして用います。

上記の分析結果に基づき、当該観点到に係る状況を、対象学校の目的・目標を踏まえて、当該観点到に相応しい判断方法を用いて判断します。その際、対象学校の状況から、下表のような判断を示す記述の例示を参考にしつつ、「目的・目標を踏まえ期待される水準を上回る」、「目的・目標を踏まえ期待される水準にある」あるいは「目的・目標を踏まえ期待される水準を下回る」の三段階で判断します。また、根拠となる資料・データ等が不足したり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」とします。なお、特記すべき事項があると判断される場合には、その取組を適宜記述します。

対象学校の状況	目的・目標を踏まえ期待される水準を上回る	目的・目標を踏まえ期待される水準にある	目的・目標を踏まえ期待される水準を下回る
判断を示す記述の例示	・ 目標を十分に達成している ・ 優れた取組を実施している ・ 明確に定めている	・ 目標を達成している ・ 実施している ・ 定めている	・ 目標をおおむね達成している ・ 実施していない ・ 定めていない

(3) 基準の評価

前記の「観点ごとの分析・判断」の結果に基づき、基準1～5の基準ごとに書面調査による「基準ごとの分析状況」を検討します。「基準ごとの分析状況」は、最終的な評価報告書の「評価結果」の根拠となるものであることから、その視点で前記の「観点ごとの分析・判断」を精選・整理し、基準を満たしているかどうかの判断をします。

(4) 優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待できる点の抽出

基準ごとに、前記の「観点ごとの分析・判断」から、対象学校の目的・目標に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出します。なお、優れた点および改善を要する点を抽出する際、下表の考え方を参考にします。

優れた点	1) 学校の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの。 2) 学校の目的・目標に照らして、特色ある、または個性ある取組と判断されるもの。 3) 教育活動等の改善に向けて先進的な取組と判断されるもの。 4) 学校一般に期待される水準からみて、優れていると判断されるもの。
改善を要する点	1) 法令違反の状態であり、可及的速やかに改善すべきと判断されるもの。 2) 法令違反の状態ではないが、速やかに改善が必要と判断されるもの。 3) 学校の目的・目標に照らして、改善が必要と判断されるもの。 4) 学校一般に期待される水準からみて、改善が必要と判断されるもの。

さらに、基準ごとに、前記の「観点ごとの分析・判断」から、対象学校の目的・目標に照らして、優れた達成状況に向けた取組であり、ある程度の成果が上がっていると思われる点を「更なる向上が期待される点」として抽出します。

Ⅲ 書面調査による分析結果等の作成

評価委員会は、書面調査での分析・調査結果に基づいて、書面調査による分析結果を作成します。さらに、訪問調査を実施するにあたって必要な調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面談の対象者等）の検討・整理を行います。

第3章 訪問調査

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項等を中心にして、対象学校の状況を調査するとともに、対象学校にその調査結果を伝え、その状況等に関して、対象学校との共通理解を図ることを目的とします。

I 実施体制と事前準備

評価委員会委員から構成される訪問調査チームが、訪問調査を実施します。評価委員会が行う事前準備の概略は、次のとおりです。

(1) 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価委員会は、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象学校に係る調査内容や個別事情を踏まえて、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法の方針を決定します。また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

(2) 訪問調査の実施日等の決定および通知

訪問調査の実施日程および訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象学校の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象学校と協議した上で、評価委員会が決定し、対象学校に通知します。

(3) 調査内容等の決定および通知

評価委員会は、第2章 III 書面調査による分析結果等の作成 (p. 7) で記述した「書面調査による分析結果」から、基準・事項ごとの評価結果（「基準○を満たしている」あるいは「基準○を満たしていない」等の判断、ならびに抽出した優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待される点）を除いたものを「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明および根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価委員会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」およびその他調査内容を訪問調査の2～3週間前までに、機構事務局を通じて対象学校に通知します。

II 実施内容・方法と調査結果のとりまとめ

対象学校の関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、次の「実施内容と方法」に掲げる事項を基本としますが、対象学校の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。

1. 実施内容と方法

(1) 学校関係者（責任者）との面談

「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象学校の関係者（責任者）から補足説明または資料・データ等の提供を受けます。訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるように、学校関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄についても、対象学校の関係者（責任者）から補足説明または資料・データ等の提供を受けます。面談者は、校長、学科長等の責任を有する立場にある者とします。

対象学校の関係者（責任者）からの補足説明または資料・データ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となる資料・データ等の提出を求めることができます。

(2) 学校の一般教員、支援スタッフおよび関連する教育施設のスタッフとの面談

学校関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象学校が行う教育活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(3) 学生、修了生との面談

教育を受けている学生としての立場、および既に修了した社会人等の立場から、当該対象学校における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学修環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

(4) 教育現場の視察

授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

(5) 学修環境の状況調査

学修環境（図書館、教育施設、自主的学修・情報教育関係の施設・設備および学生支援施設等）の状況やバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、実際の利便性や機能面などについて、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

「訪問調査時の確認事項」として提出された根拠となる資料・データ等および現地においてのみ閲覧が可能な資料等の調査を行います。また、自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

2. 訪問調査で配慮すべき事項

訪問調査を実施するにあたって、下記のことは、特に配慮します。

(1) 学生、卒業（修了）生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見および確認した補足説明等に基づき、「書面調査による分析状況」に係る訪問調査終了時点での分析結果の検討、必要な資料・データ等収集の確認を行い、訪問調査の結果を対象学校の関係者（責任者）に説明します。その際、評価委員会において総合的に判断する事項および提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、説明を控えることとします。

(2) 評価担当者が、調査内容等に関する対象学校からの質問に回答する場合は、評価チーム全体の考え方に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

(3) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報および対象学校の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

(4) 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で回答したことが回答者の不利益とならないよう十分に注意することとします。

3. 訪問調査チーム会議

訪問調査チームは、調査を効率的かつ合理的に行うために、また、評価担当者の共通理解を図るために、訪問調査期間中に必要に応じて訪問調査チーム会議を開催します。訪問調査チーム会議では、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認等を行います。

4. 学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明および意見聴取

訪問調査チームは、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象学校の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象学校から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受けることができます。

5. 調査結果の取りまとめ

訪問調査チームは、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、その結果を評価委員会に報告します。

Ⅲ 訪問調査スケジュール（例）

下表のスケジュールは一例であり、実際のスケジュールでは、対象学校の規模や調査内容等により、異なります。

〈第1日目〉

時 刻	事 項	時間
10:00～	訪問調査チーム会議①	30分
10:30～	学校関係者（責任者）との面談	90分
12:00～	昼 食・休 憩	60分
13:00～	学校の一般教員、支援スタッフおよび関連する教育施設のスタッフとの面談	60分
14:00～	休 憩	15分
14:15～	教育現場の視察および学修環境の状況調査	90分
15:45～	根拠となる資料・データ等の補完的収集①および訪問調査チーム会議②	120分
17:45～	休 憩	15分
18:00～	学生、修了生との面談	90分
19:30～	訪問調査チーム会議③	30分

〈第2日目〉

時 刻	事 項	時間
10:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集②および訪問調査チーム会議④	60分
11:00～	学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明および意見聴取	60分
12:00	訪問調査終了	

第4章 評価結果（案）の作成

評価委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価結果（案）を作成します。

I 評価結果（案）の構成および記述内容

評価委員会が作成する評価結果（案）の構成および記述内容は、次のとおりとします。

1. 評価結果

(1) 基準2および3については、専修学校設置基準（文部科学省）、美容師養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの認定を行います。

(2) 「評価結果」については、次の二通りのいずれかで判断します。

- ・基準1～5の全ての基準を満たしている場合には、「専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしている。」
- ・基準1～5のうち、一つでも基準を満たしていない場合には、「専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合しておらず、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。」あるいは「専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合しているが、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。」と記述した上で、「評価基準を満たしていない」あるいは「適合していない」と判断した理由を説明します。

(3) 上記(1)のほか、「認証評価結果」として、基準1～5の基準ごとの「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」を抽出・要約し記述します。なお、「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」を抽出・要約するにあたっては、対象学校の目的に照らして、重要な位置づけにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

2. 基準ごとの評価

評価委員会は、書面調査および訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「基準ごとの評価」を記述します。「基準ごとの評価」は、「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」の構成で記述します。

II 評価結果（案）に対する対象学校の意見の申立て

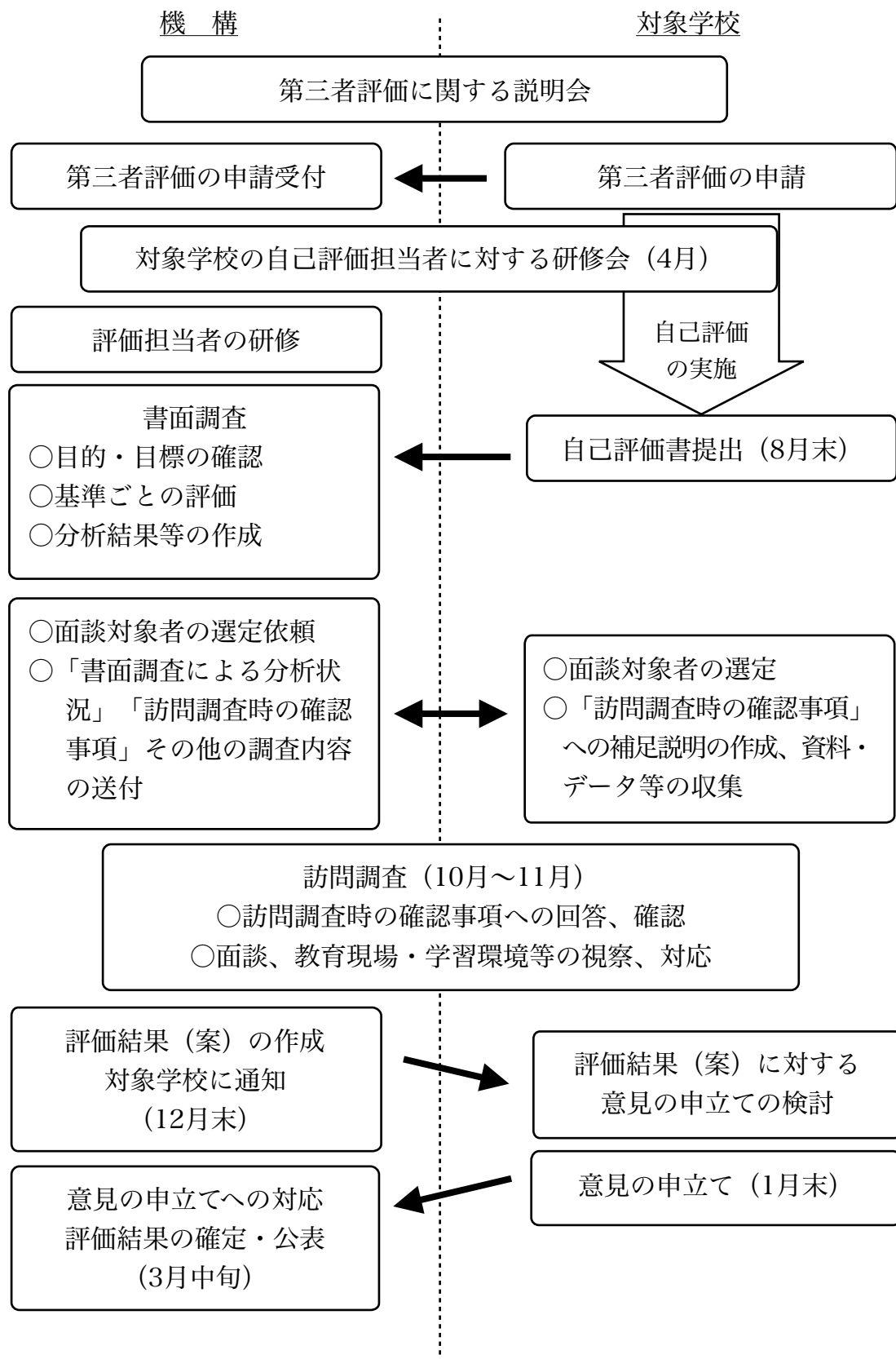
評価委員会は、機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象学校に通知します。対象学校は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。

Ⅲ 評価結果の確定と評価報告書の作成

評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を経て、評価委員会において再度審議を行います。なお、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書（別紙3 評価報告書イメージ p. 16）としてまとめます。評価報告書は、対象学校およびその設置者へ通知し、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

別紙1 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行の全体像



別紙２ 自己の関係する学校の範囲について

評価の公正さを担保するために、一般社団法人専門職高等教育質保証機構の評価委員会委員は、自己の関係する学校の評価には参画できないこととする。自己の関係する学校の範囲は、次のように定める。

- 1 評価対象学校に専任として在職（就任予定を含む。）し、または過去３年以内に在職していた場合
- 2 評価対象学校に兼任として在職（就任予定を含む。）し、または過去３年以内に在職していた場合
- 3 評価対象学校に役員として在職（就任予定を含む。）し、または過去３年以内に在職していた場合
- 4 評価対象学校の教育または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、または過去３年以内に参画していた場合
- 5 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該学校を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の学校又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

専修学校職業実践専門課程 第三者評価報告書

〇〇〇専門学校

平成 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

I 認証評価結果

〇〇〇専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしている。

(〇〇〇専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合しておらず、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。)

あるいは

〇〇〇専門学校は、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合しているが、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。

理由：専修学校設置基準（美容師養成施設指定規則、職業実践専門課程認定要件あるいは関係法令△△△）に適合していないため。

あるいは

基準△を満たしていないため。)

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

-
-

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

-
-

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

-
-

II 基準ごとの評価

基準1 目的・目標の設定および入学者選抜

- ・学校の目的・目標が、社会との接続の観点を含めて具体的に設定され、周知、公表されていること。
- ・その目的・目標が、職業実践的な教育に適したものとなっていること。
- ・入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施されていること。
- ・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準1を満たしている。（基準1を満たしていない。）

評価結果の根拠・理由

《観点ごとに記述》

以上の内容を総合して、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

【改善を要する点】

【更なる向上が期待される点】

基準 2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則の適合性

- ・専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則が定める要件（教員資格、教員数、授業時数、校地校舎の面積、施設等）に適合していること。
- ・学校の目的・目標に照らして、教育課程が体系的に編成され、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・教育課程が、教育内容・水準、授与される職業資格との関係において適切であり、当該職業分野の期待に応えるものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導等が適切に行われていること。

【評価結果】 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則に適合している。（適合していない。）

基準 2 を満たしている。（基準 2 を満たしていない。）

評価結果の根拠・理由

- ・
- ・
- ・

Ⅲ 意見の申立ておよびその対応

1) 申立ての内容

2) 申立てへの対応

《対象学校から提出された
原文をそのまま掲載》

- ・
- ・
- ・

参考資料として対象学校から提出された自己評価書から、下記の項目について原則として原文のまま掲載します。

I 現況および特徴（学校名、所在地、学生数および教員数、特徴）

II 目的

III 自己評価の概要

D

自己評価報告書

平成 年度

(学校)

最終更新日 : 平成 年 月 日

1 学校の現況および特徴

<現況>				
■学校名				
学校法人名		学校名		
■所在地				
〒		都道府県		
市区町村以降				
■学生数および教員数 (評価実施年度 5 月 1 日現在)				
No	学科・コース等の名称	学生数 (人)	教員数 (人)	
			常勤	非常勤
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

<特徴>

2 学校の目的・目標

3 基準ごとの自己評価

基準 1 目的・目標の設定および入学者選抜	
＜観点ごとの分析＞ （基準 1）	
1-1	学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。
1-2	学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。
1-3	学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。

1-4 入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。
1-5 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

＜優れた点および改善を要する点＞ （基準1）

＜自己評価の概要＞ （基準 1）

基準 2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の適合性

＜観点ごとの分析＞ （基準 2）

2-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。

2-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。

2-3 授業科目（課目）が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。

<u>2-4</u>	学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目（課目）について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。
<u>2-5</u>	学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。
<u>2-6</u>	教育課程に対応した施設・設備（図書、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を

含む)が整備され、有効に活用されているか。
2-7 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。
2-8 特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等の実施体制が整備されているか。

＜優れた点および改善を要する点＞ （基準 2）

＜自己評価の概要＞ （基準 2）

基準 3 職業実践専門課程の認定要件の適合性

＜観点ごとの分析＞ （基準 3）

3-1 教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映されているか。（なお、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点 2-2～2-5 において評価する。）

3-2 企業等と連携した実習・演習等が適切に実施され、教育課程の中で有効に機能しているか。

3-3 教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。

＜優れた点および改善を要する点＞ （基準3）

<自己評価の概要> (基準3)

基準 4 内部質保証

＜観点ごとの分析＞ （基準 4）

4-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が適切かつ組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価に適切な形で反映されているか。

4-2 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。

4-3 自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

4-4 企業等と連携した組織的な教員研修（ファカルティ・ディベロップメント）および職員研修（スタッフ・ディベロップメント）が適切に実施され、それらが教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。

＜優れた点および改善を要する点＞ （基準 4）

＜自己評価の概要＞ （基準 4）

基準 5 学修成果	
＜観点ごとの分析＞ （基準 4）	
5-1	単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。
5-2	授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

5-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

5-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

＜優れた点および改善を要する点＞ （基準 5）

<自己評価の概要> (基準 5)

自己評価報告書

— 根拠となる資料・データの ID と名称 —

平成 年度

(学校)

最終更新日 : 平成 年 月 日

基準 1 目的・目標の設定および入学者選抜		
1-1 学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学則等の該当箇所		
1-2 学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校の目的・目標が明記された次に掲げる資料の該当箇所。学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子、概要等、教職員用の冊子、ウェブサイトの掲載箇所（URL 等）		
● 授業や新入生ガイダンス、入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等		
● 周知や公表の程度等を示す資料・データ（冊子等の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）		
1-3 学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 入学者受入方針の本文および記載されている入試説明会時の資料、学生募集要項等刊行物の該当箇所		
● 入学者受入方針が記載されているウェブサイトの掲載箇所（URL 等）		
● 公表・周知の程度や効果を示す資料・データ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）		
1-4 入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。		

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 入学者選抜要項、入学試験実施状況等		
● 入学者選抜の実施体制および実施状況が確認できる資料（試験実施マニュアル等）		
● 入試委員会等の実施組織が確認できる資料		
1-5 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校現況票〔提出必須〕		
● 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、入学定員と実入学者数との関係の改善を図った具体的取組事例等		

基準 2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の適合性

2-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校現況票〔提出必須〕		
● 教員組織および職員組織の編制の基本方針		
● 教員組織および職員組織の編制が確認できる資料（教員組織体制、職員組織体制、責任体制等）		

2-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校現況票〔提出必須〕		
● 授業科目の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料・データ		

2-3 授業科目（課目）が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校現況票〔提出必須〕		
● 授業科立案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料等の該当箇所		

● 教育課程の編成や授業科目の内容に、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向を反映していることが確認できる資料（シラバス、教材や授業で使ったプリント等）		
2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目（課目）について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 授業科目の開設状況（授業時間割、年次配当、必修・選択等の別）が確認できる資料		
● 授業科目の履修状況や単位修得状況が確認できる資料		
2-5 学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● ガイダンスの実施および内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料等）		
● ガイダンスに関するアンケート等を実施している場合は、その分析結果等		
● 学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等		
● 電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料		
● 学習相談、助言体制の学生への周知状況（刊行物、プリント）や利用状況が確認できる資料		
2-6 教育課程に対応した施設・設備（図書、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を含む）が整備され、有効に活用されているか。		

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校現況票〔提出必須〕		
● 各施設・設備の整備状況、利用状況等が確認できる資料		
● 図書館、図書資料等の整備状況、利用実績等が確認できる資料		
● 情報ネットワークの整備状況、利用状況等が確認できる資料		
● 情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制の整備状況が確認できる資料		
2-7 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● ガイダンスの実施状況および内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料、アンケートの分析結果等）		
● 学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等		
● 電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料		
● 学習相談、助言体制の学生への周知状況や利用状況が確認できる資料		
2-8 特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等の実施体制が整備されているか。		

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 留学生、社会人学生や障害のある学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等）		
● 留学生指導教員やチューターを配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
● 留学生に対する外国語による情報提供を行っている場合は、その該当箇所		
● 社会人学生に対する情報提供を行っている場合は、その該当箇所（URL 等）		
● 障害のある学生に対する支援を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
● 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
● 学習支援体制の学生への周知方法や利用状況が確認できる資料		

基準 3 職業実践専門課程の認定要件の適合性

3-1 教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映されているか。（なお、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点 2-2～2-5 において評価する。）

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 教育課程編成委員会等の委員構成、開催状況および審議状況が確認できる資料（議事録等）		
● 審議結果が教育内容の改善・向上に反映された具体的取組事例		

3-2 企業等と連携した実習・演習等が適切に実施され、教育課程の中で有効に機能しているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 実習・演習等の内容や実施状況が確認できる資料（学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等）		
● 実習・演習等による学習指導法の工夫が確認できる資料		

3-3 教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 周知や公表の程度を示す資料・データ（ウェブサイトの掲載箇所、ウェブサイトのアクセス状況、刊行物の配布先、配布数、アンケート等の結果等）		

基準 4 内部質保証

4-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が適切かつ組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価に適切な形で反映されているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校関係者評価報告書〔提出必須〕		
● 監事または監査の報告書〔提出必須〕		
● データや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制等が確認できる資料（文書管理規則、文書保存規則等）		
● 教育活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積の状況、またはこれらの資料・データを活用して作成した報告書等		
● 学生からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料		
● 学生の意見が自己点検・評価報告書、授業評価報告書、学校関係者評価報告書等に反映されている該当箇所		
● 学校関係者からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料（学校関係者評価報告書等）		

4-2 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が記述された学生や教職員が参照する冊子の該当箇所		

● 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が記述されたウェブサイトの掲載箇所（URL 等）		
4-3 自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 自己点検・評価および学校関係者評価の評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料		
● 評価結果を改善策に結びつけた具体的取組事例等		
4-4 企業等と連携した組織的な教員研修（ファカルティ・ディベロップメント）および職員研修（スタッフ・ディベロップメント）が適切に実施され、それらが教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。		
資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● FD・SD 活動の内容・方法および実施状況が確認できる資料		
● FD・SD 研修会等への教職員の参加状況が確認できる資料		
● FD・SD 研修会等が、質の改善・向上に結びついた具体的取組事例等		

基準 5 学修成果

5-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内の修了率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞数等		
● 教育成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料		
● 具体的な検証・評価事例、改善事例等		

5-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）		

5-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 就職希望者の就職率、就職先、進学先		
● 修了生の社会での活躍等が確認できる資料		

5-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
---------	-------	-----------

● 修了生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料		
● 就職先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料		

記入例

基準 1 目的・目標の設定および入学者選抜

1-1 学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学則等の該当箇所	1-1-001	学則 (P. xx～P. xx)

1-2 学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。

資料・データ例	資料 ID	資料の名称等の情報
● 学校の目的・目標が明記された次に掲げる資料の該当箇所。学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子、概要等、教職員用の冊子、ウェブサイトの掲載箇所（URL 等）	1-2-001	学生便覧
	1-2-002	履修要項
	1-2-003	学生生活の手引
	1-2-004	教員心得
	1-2-005	学校案内
	1-2-006	ホームページの「学校紹介ページ」 (http://xxxx.ac.jp/xxxx.html)
● 授業や新入生ガイダンス、入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等	1-2-101	「父兄の皆様へ」（入学式時に配布冊子）
	1-2-102	「父兄の皆様へ」（入試説明会配付資料）
	1-2-103	「新入生へ」（新入生ガイダンス時配付資料）
	1-2-104	教職員研修会資料
	1-2-105	学校案内（1-2-005 と同じ）
● 周知や公表の程度等を示す資料・データ（冊子等の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）	1-2-201	学校案内配布先リスト
	1-2-202	対新入生アンケート集計結果
	1-2-203	ホームページのページビュー推移
	1-2-204	オープンキャンパス参加者数の推移
	1-2-205	入試説明会参加者数の推移

- 自己評価実施要項で「資料・データ例」として挙げたもの（●の部分）は、あくまで「例」です。他の観点のところで示した資料があるので必要ないとか、そもそも該当する事項がない場合には、その旨を記述する、あるいは、該当する行自体を削除するなどの加工をしてくださって結構です。逆に、●自体を追加した行を挿入していただいても結構です。
- 一つの●に対応して複数の資料がある場合は、上記のように、行を挿入して記述してください。
- 「学生便覧」「学校案内」等は、さまざまな箇所のエビデンスになりますので、上記のフォームの中で、「xxxxx（前出）」とか、「xxxxx（x-x-xxxx と同様）」のように記述していただければ、実際にご提出いただく資料は一点のみで結構です。

平成 28 年度文部科学省
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業

美容分野第三者評価試行の成果の普及および
職業教育の国際通用性を高めるための調査・研究

第三者評価セミナー テキスト

発行日 平成 28 年 10 月
発行者 一般社団法人専門職高等教育質保証機構
〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-33 六本木ヒルズノースタワーアネックス 3F

■禁無断転載■